

家電リサイクル法

[担当者向けガイドブック2024]



はじめに

我が国では、廃棄物の最終処分場のひっ迫や有害物質の環境への影響が問題になっています。また、地球温暖化や資源の枯渇など、地球規模の問題も懸念されています。こうした環境制約や資源制約への対応を行い、環境と経済が両立した新しい循環型社会システムを構築するため、3Rの推進を目的とする枠組みがつくられてきました。循環型社会形成推進基本法や、資源の有効な利用の促進に関する法律が制定され、また、廃棄物発生量に占める割合が高い製品を対象とした個別リサイクル法が順次制定・施行されました。この個別リサイクル法の一つが、特定家庭用機器再商品化法(通称「家電リサイクル法」)です。

家電リサイクル法は、平成13年4月に本格施行された後、循環型社会システムの一部として定着しましたが、これは家電リサイクル法に関する重要な役割を担う様々な関係者が法令遵守と取組の高度化に努めてきた結果です。

この冊子は、家電リサイクルの推進に際し、小売業者、製造業者等、市区町村等、消費者団体などにおいて、新たにリサイクルの担当に着任した方がはじめに家電リサイクル法の全体像を知るための導入資料として活用いただくことを想定して作成されたものです。この冊子を通じて概観を理解していただいた上で、それぞれの関係者の役割に着目した詳しい資料などに進んでいただければ幸いです。



循環型社会形成推進のための法体系

環境基本法 H6.8完全施行

環境基本計画

循環型社会形成推進基本法(基本的枠組法) H13.1完全施行

●社会の物質循環の確保 ●天然資源の消費の抑制 ●環境負荷の低減

循環型社会形成推進基本計画: 国の他の計画の基本

— 廃棄物の適正処理 —

廃棄物処理法

- 廃棄物の排出抑制
- 廃棄物の適正処理(リサイクルを含む)
- 廃棄物処理施設の設置規制
- 廃棄物処理業者に対する規制
- 廃棄物処理基準の設定 等

— 3Rの推進 —

資源有効利用促進法 H13.4本格施行

- 再生資源のリサイクル
- リサイクル容易な構造
- 材質等の工夫
- 分別回収のための表示
- 副産物の有効利用の促進

1R	リサイクル
▼	
3R	リデュース リユース リサイクル

— 素材に着目した包括的な法制度 —

プラスチック資源循環法 R3.6公布

— 個別物品の特性に応じた規制等 —

容器包装リサイクル法 H12.4本格施行

家電リサイクル法 H13.4本格施行

食品リサイクル法 H13.5本格施行

建設リサイクル法 H14.5本格施行

自動車リサイクル法 H17.1本格施行

小型家電リサイクル法 H25.4本格施行

— 指定再資源化製品 —

パソコン 事業系H13.4開始
家庭系H15.10開始

小形二次電池 H13.4開始

グリーン購入法 国等が率先して再生品などの調達を推進 H13.4本格施行

目次

1. 家電リサイクル法の基礎知識	01 ~ 06
参考: 廃棄物処理法について	07 ~ 08
2. 排出者(消費者・事業者)の役割	09 ~ 12
3. 小売業者の役割	13 ~ 20
4. 製造業者等の役割	21 ~ 28
5. 指定法人の役割	29 ~ 30
6. 家電リサイクル券(特定家庭用機器廃棄物管理票)制度	31 ~ 34
7. 廃棄物処理法の特例	35 ~ 36
8. 国の役割	37 ~ 38
9. 市区町村・都道府県の役割	39 ~ 40
10. 家電リサイクル法の施行状況と関連情報	41 ~ 46

1 家電リサイクル法の基礎知識

家電リサイクル法の制定経緯と概要

1 家電リサイクル法の制定経緯など

(1) 家電リサイクル法の必要性

家電リサイクル法施行以前、家庭ごみを中心とした一般廃棄物のうち、廃棄される家電製品は年間約60万t（一般廃棄物全体の約1%程度）であり、粗大ゴミに占める割合は約15%であるとされていました。

家庭から排出される一般廃棄物は、基本的に市区町村が収集して処分を行ってきましたが、製品重量が重く他の廃棄物と一緒に処分することが難しいものや、非常に硬い部品が含まれているため市区町村の粗大ゴミ施設での破碎や焼却による減量が困難であるものが多く、その大部分が埋め立てられている状況にありました。

最終処分場がひっ迫している状況を考えると、これまでそのほとんどが埋め立てられてきた大型家電製品の廃棄物の発生を抑制し、最終的に埋立処分される廃棄物の量を削減することが緊急の課題でした。

また、家電製品には、再び利用することができる有用な資源も多く含まれています。

私たちにとって身近な家電製品を廃棄後どのように有効利用するか、関係者の適切な役割分担により廃棄物の減量及び資源の有効利用を図ることが必要になりました。

このため、平成10年6月に家電リサイクル法が定められ、準備期間を経て、平成13年4月に本格施行されました。

(2) 家電リサイクル法の名称

家電リサイクル法の正式名称は、「特定家庭用機器再商品化法」です。「家電リサイクル法」という名称は、一般的な呼称であり、法令により定義されているものではありません。



(3) 家電リサイクル法の目的

家電リサイクル法は、対象機器（家電4品目）の小売業者及び製造業者等による廃棄物の収集運搬及び再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の発展に寄与することを目的としています。

つまり、「廃棄物の適正処理」と「資源の有効な利用の確保」という、二つの観点を柱として定められている法律です。

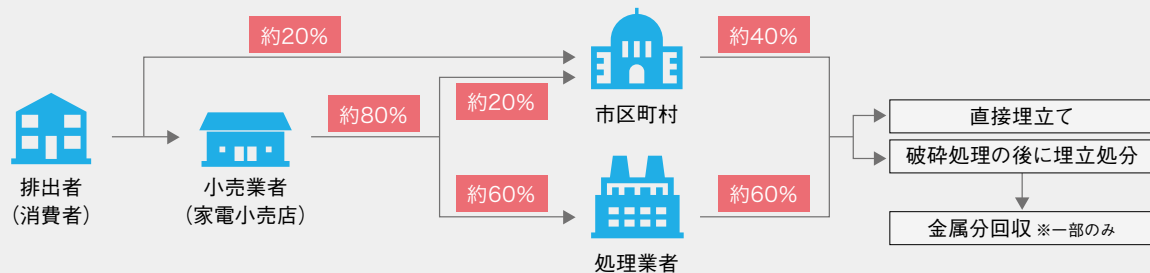


(4) 家電リサイクル法の施行前と施行後

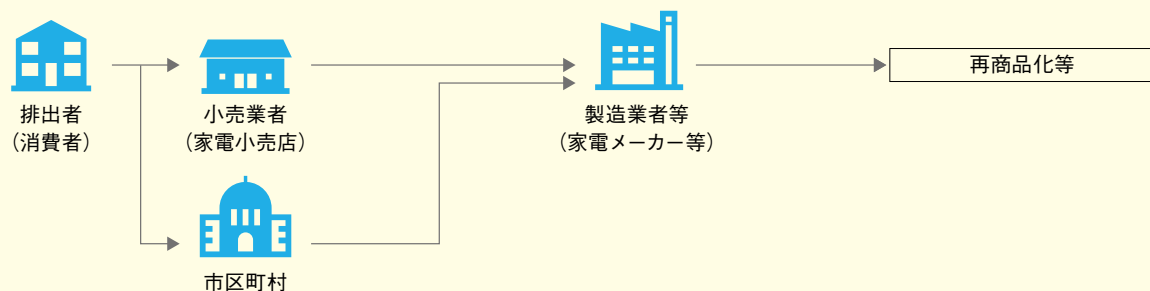
平成13年3月まで、家庭から排出される一般廃棄物としての廃家電4品目は、基本的に市区町村が収集や埋立処

分を行ってきました。家電リサイクル法によりその処理と役割が大きく変わり、製造業者等(家電メーカー等)に再商品化等(リサイクル)が義務付けられたことにより、廃棄物の減量と資源の有効な利用が図られています。

家電リサイクル法施行前の廃家電4品目の処理 (出典:平成9年厚生省資料「電気・電子機器の処理に係る実態調査結果」)



家電リサイクル法施行後の廃家電4品目の処理



(5) 家電リサイクル法の主な動き

平成10年6月	特定家庭用機器再商品化法が公布されました。
平成10年11月27日	特定家庭用機器再商品化法施行令が制定され、対象となる機器が定められました。
平成11年5月28日	特定家庭用機器再商品化法施行令が改正され、再商品化等の基準が定められました。
平成11年6月23日	基本方針が制定されました。
平成12年2月18日	特定家庭用機器再商品化法施行規則が制定されました。
平成12年7月14日	特定家庭用機器再商品化法施行規則が改正されました。
平成13年4月1日	特定家庭用機器再商品化法が本格施行されました。
平成16年4月1日	特定家庭用機器再商品化法施行令が改正され、電気冷凍庫が対象に追加されました。
平成16年4月1日	特定家庭用機器再商品化法施行規則がフロン類に係る管理強化のため改正され、施行されました。
平成21年4月1日	特定家庭用機器再商品化法施行令が改正され、液晶・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機が対象に追加されました。
平成21年4月1日	特定家庭用機器再商品化法施行令が改正され、法定の再商品化等の基準が引き上げられました。
平成27年3月30日	基本方針が改正され、回収率目標の設定が行われました。
平成27年4月1日	特定家庭用機器再商品化法施行令が改正され、法定の再商品化等の基準が引き上げられました。
令和6年4月1日	特定家庭用機器再商品化法施行令が改正され、有機EL式テレビが対象に追加されました。
令和6年6月13日	基本方針が改正され、回収率目標が引き上げられました。

1 家電リサイクル法の基礎知識

2 家電リサイクル法の対象機器など

(1) 家電リサイクル法の対象機器

家庭用機器であって以下の4つの要件を満たすものとして政令で指定されているものが、家電リサイクル法の対象機器です。家電リサイクル法は、この4つの要件を踏まえて小売業者や製造業者等に義務を課していることから、あらゆる機器に適用され得るものではありません。この4つの要件は、家電リサイクル法の考え方の根幹を形成する重要なものです。

- ① 市区町村等の廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、再商品化等が困難であるもの
- ② 再商品化等が資源の有効な利用を図る上で特に必要なもの(=有効利用できる資源が多く含まれているもの)のうち、再商品化等に係る経済性の面における制約が著しくないもの
- ③ 設計や部品等の選択が、再商品化等の実施に重要な影響を及ぼすもの
- ④ 機器の小売販売を業として行う者が相当数を配達していることにより、廃棄物となったものについて当該者による円滑な収集を確保できるもの

(2) 製造業者等による「再商品化等」

廃家電4品目については、家電リサイクル法に基づき、製造業者等がリサイクルを行います。このリサイクルを「再商品化等」と定義しています。具体的には、廃家電4品目から部品及び材料を分離し、自らこれを製品の部品又は原材料として利用する、あるいは、これを製品の部品又は原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にする行為を、「再商品化」としています。また、廃家電4品目から部品及び材料を分離し、燃焼の用に供することができるものを、熱を得ることに自ら利用する、あるいはそういったことに利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にする行為を、「熱回収」としています。「再商品化」と「熱回収」を合わせて「再商品化等」としています。

現在、製造業者等に対しては、再商品化基準として、一定以上の再商品化率を達成することが求められていま

現在、家電リサイクル法の対象機器としては、下記の4品目が指定されています。一般に、これらを総称して、「家電4品目」と表現されています。

エアコン (セパレートタイプ(壁掛け型・床置き型)、ウインドタイプ)



テレビ (ブラウン管式・液晶・有機EL・プラズマ式)

※電源として一次電池又は蓄電池を使用するものや建築物に組み込むように設計されたものを除く



冷蔵庫・冷凍庫



洗濯機・衣類乾燥機



なお、実際には様々な機器が存在することから、運用上、対象・対象外を間違えやすい機器については、一般財団法人家電製品協会が一覧をまとめています。

一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター
対象廃棄物(家電4品目)一覧

https://www.rkc.aeha.or.jp/recycleticket/target_items.html



す。この基準は、「再商品化率」ですから、処理する廃家電4品目の重量を分母とし、「再商品化」できたものの重量を分子として算定します。つまり、熱回収は含まれません。また、再商品化にあたっては、廃家電4品目の部品及び素材を分離して他者に譲渡する場合、「有償又は無償」である必要があり、費用を払って引き渡す「逆有償」はこれに含まれません。

再商品化基準

(これ以上の再商品化率を達成する必要がある)

エアコン	80%
ブラウン管式テレビ	55%
液晶・有機EL・プラズマ式テレビ	74%
冷蔵庫・冷凍庫	70%
洗濯機・衣類乾燥機	82%



事業所で使用している家電4品目(家庭用機器)も 家電リサイクル法対象です

エアコン(セパレートタイプ(壁掛け型、床置き型)、ウィンドタイプ)、テレビ(ブラウン管式、液晶・有機EL・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、**家庭用機器**であれば、事業所で使用されているものであっても家電リサイクル法の**対象**です。一方、**業務用機器**であれば、家庭で使用されているものであっても家電リサイクル法の**対象外**です。

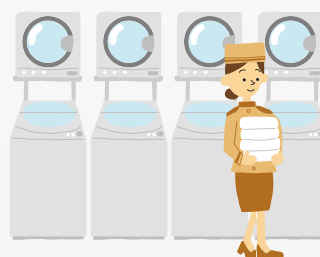
家庭用機器であるか否かの判別が難しいものについては、型番・品番により、まずは一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センターのコールセンターに問い合わせ確認することができます。家電リサイクル券センターにおいて把握している機器情報に含まれていない場合には、各機器のメーカーに問い合わせ確認する必要があります。

	家庭用機器	業務用機器
一般家庭で使用	一般廃棄物 家電リサイクル法対象	一般廃棄物 家電リサイクル法対象外
事業所で使用 (事業に伴い排出)	産業廃棄物 家電リサイクル法対象	産業廃棄物 家電リサイクル法対象外

※家電4品目は、事業系一般廃棄物に該当するものは無く、事業に伴い排出されるものは産業廃棄物となる。

一般財団法人家電製品協会
家電リサイクル券センター コールセンター

☎ 0120-319640
受付時間9:00~18:00(日・祝休)



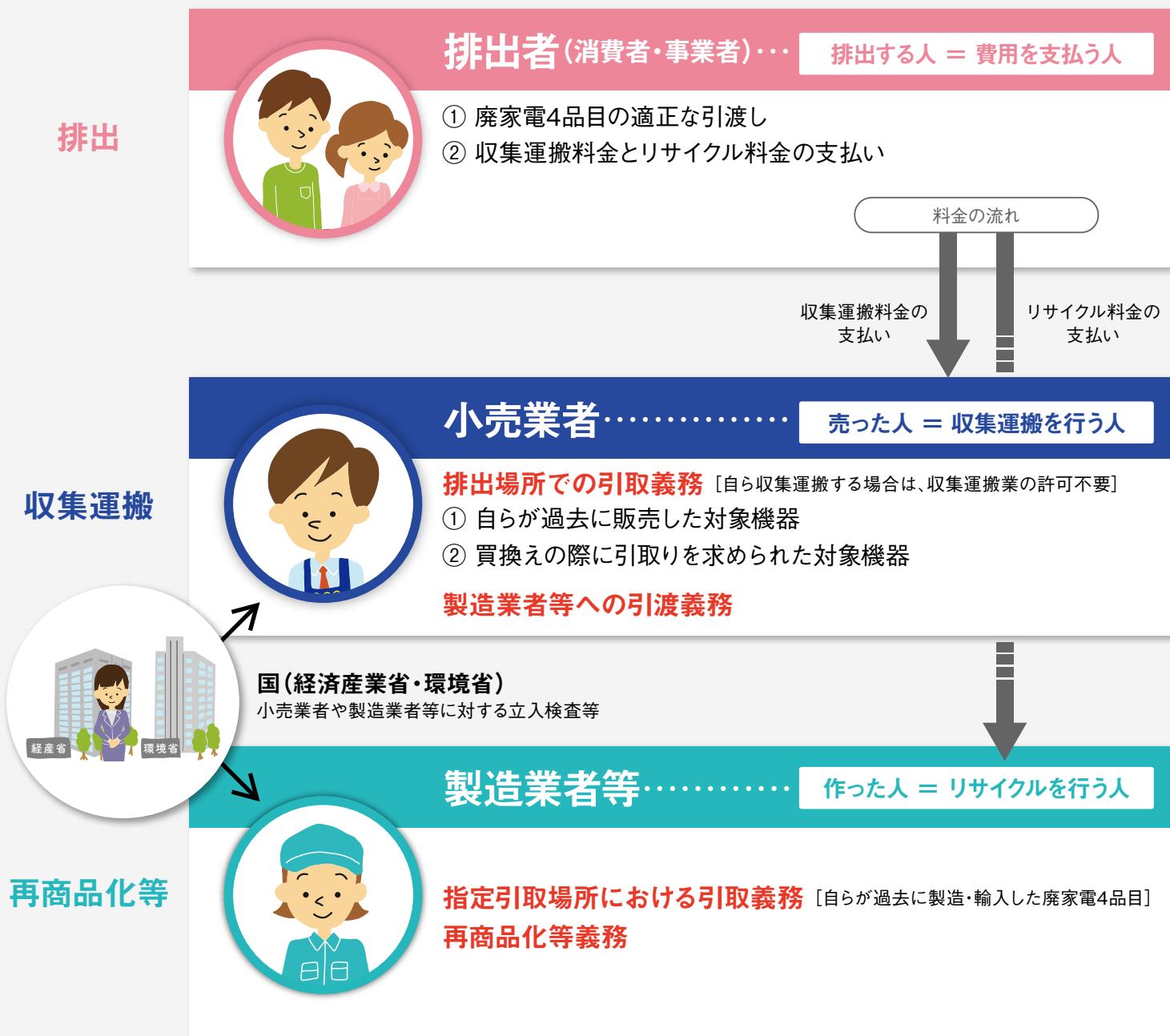
1 家電リサイクル法の基礎知識

3 家電リサイクル法の概要

家電リサイクル法は、廃家電4品目に関して、排出者に対して適正排出と費用負担(収集運搬料金とリサイクル料金)を求めるとともに、小売業者に対して排出者からの引取り及び製造業者等への引渡しを課し、製造業

者等に対して指定引取場所における引取り及び再商品化等の義務を課しています。

国は、小売業者や製造業者等への立入検査を実施すること等により、各義務主体の家電リサイクル法の遵守



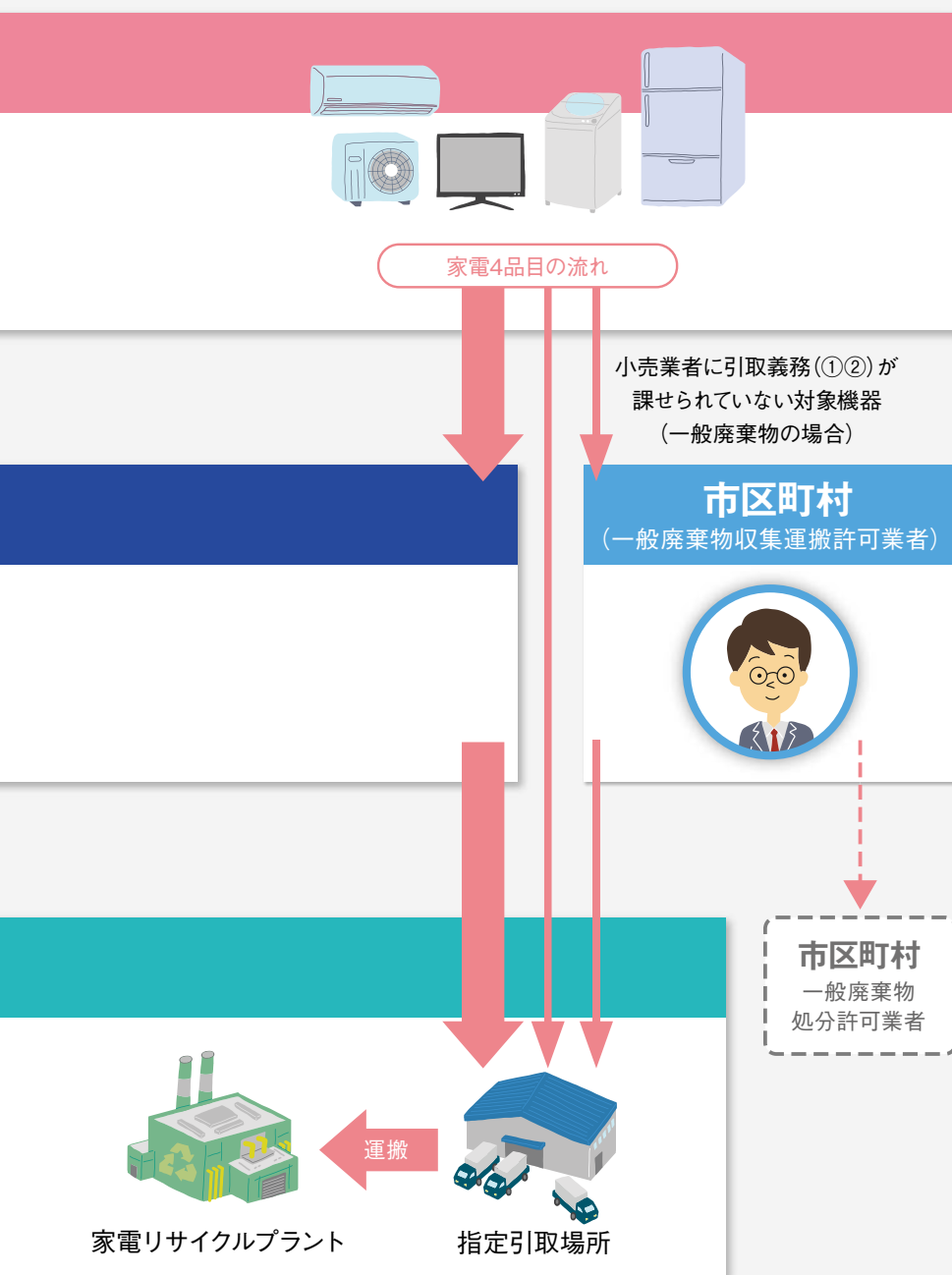


状況について確認を行います。

また、小売業者に引取義務が課せられていない廃家電4品目については、(小売業者が任意に引き取ることは可能ですが、)一般廃棄物であれば、廃棄物処理法により

一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市区町村の担当となります。

このように、関係する主体すべてが協力してリサイクルを進めていくことが、家電リサイクル法の基本的な考え方です。



1 家電リサイクルと廃棄物処理法の関係

リサイクルとは、言葉の使い方にもよりますが、廃棄物の処分であり、リサイクルのために廃棄物を運ぶ行為は、廃棄物の収集運搬に当たります。したがって、リサイクルは規制を遵守して行う必要があります。

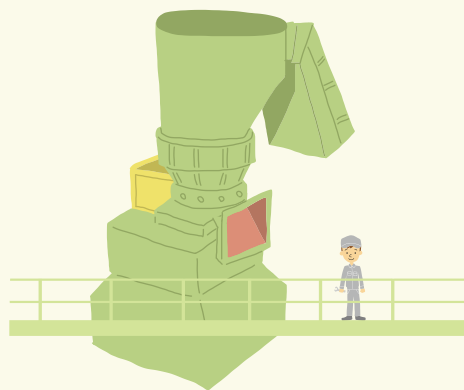
このことは廃家電4品目についても同様ですが、家電リサイクル法上の小売業者や製造業者等に対しては、家電リサイクル法上の義務が定められており、義務履行を円滑に行うことができるよう廃棄物処理法の特例が家電リサイクル法によって措置されていることにより、廃棄物処理法上の許可を有さずとも廃家電4品目については一定の収集運搬や処分を行うことができます(35～36ページ参照)。

一方、廃家電4品目の処理であっても、廃棄物処理法の特例が措置されていない事項については、廃棄物処理法が直接適用されます。

また、このガイドブックを含めて、家電リサイクルに関する説明資料の一部には、廃棄物処理法の概念が前提

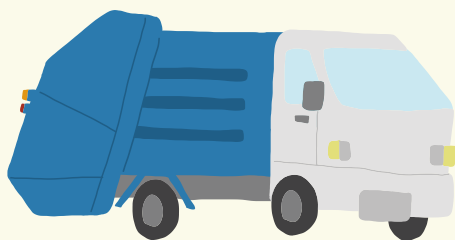
となって用語が使われているものがあります(「収集運搬」等)。

このため、家電リサイクルの実務に携わる方は、家電リサイクル法のみならず、廃棄物処理法についても理解しておく必要があります。



2 廃棄物処理法の概要(家電リサイクルの前提知識として)

廃棄物処理法の概要について、家電リサイクルの前提知識として最低限必要となる事項を記載します。廃棄物処理法の全体像を体系的に紹介するものではなく、また、原則に対する個別の例外事項などは記載していませんので、詳細については廃棄物処理法に関する資料を御覧ください。



(1) 廃棄物処理の流れ

廃棄物の処理は、通常、以下の流れで行われます。

なお、家電リサイクルに当てはめると、小売業者が排出者から廃家電4品目を引き取って指定引取場所に運ぶ行為や、製造業者等が指定引取場所で廃家電4品目を引き取って家電リサイクルプラントに運ぶ行為は、「収集運搬」に該当します。また、製造業者等が家電リサイクルプラントで廃家電4品目の再商品化等を行う行為は、「処分」に該当します。

排出



収集運搬

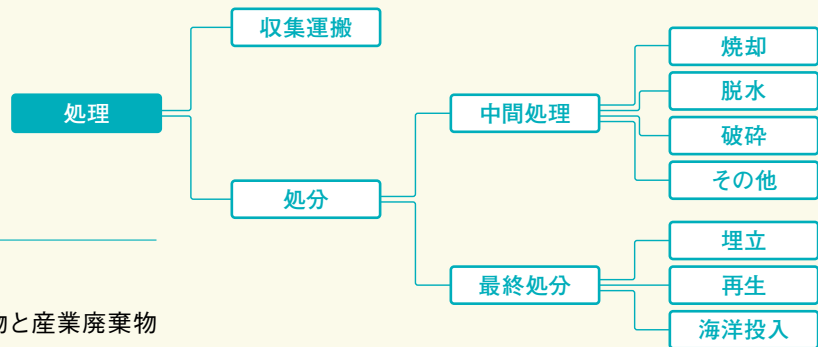


処分



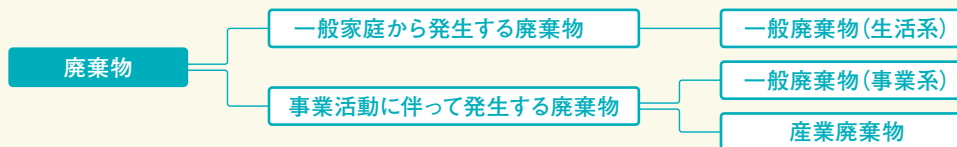
(2) 廃棄物の処理の種類

廃棄物の処理の種類は、右図のようになっています。



(3) 一般廃棄物と産業廃棄物

廃棄物処理法上、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。廃家電4品目の場合は、事業系一般廃棄物に該当するものではありません。事業所から排出される（事業活動に伴って排出される）廃家電4品目は産業廃棄物であると理解してください。



(4) 廃棄物処理業と許可

廃棄物処理法上、一般廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市区町村長の許可を受けなければなりません。

また、廃棄物処理法上、産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事（政令市にあっては市長）の許可を受けなければなりません。ただし、産業廃棄物の収集運搬（積替保管を除く。）については、都道府県知事の許可があれば当該都道府県内の政令市においても収集運搬を業として行うことができます。

廃棄物の収集運搬業の許可は、廃棄物の積込みを行う地域と、積卸しを行う地域それぞれの区域の許可が必要です（通過のみの地域は不要。）。

なお、廃棄物処理業の許可を得るためには、許可権者に対して申請を行い、申請内容が許可の基準に適合していること及び申請者が欠格要件に該当していないことが認められる必要があります。

(5) 廃棄物処理法の処分基準

廃棄物処分許可業者が、廃棄物処理法に基づいて、小売業者や製造業者等への引渡しが行われていない廃家電4品目の処分を行うことは可能です。ただし、廃家電4品目の処分については、特別な処分基準が定められており、金属やプラスチックの回収、水銀やヒ素の回収、フロン（冷蔵庫の断熱材フロンを含む。）の回収などを行わずに処分を行うと、廃棄物処理法違反となります。廃家電4品目の適正処理を行うためには、十分な設備と技術が必要です。

なお、この処分基準は、家電リサイクル法に基づき製造業者等が再商品化等を行う場合についても適用されます。

特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法（平成11年6月23日厚生省告示第148号）

<http://www.env.go.jp/recycle/kaden/hoho.html>



2

排出者(消費者・事業者)の役割

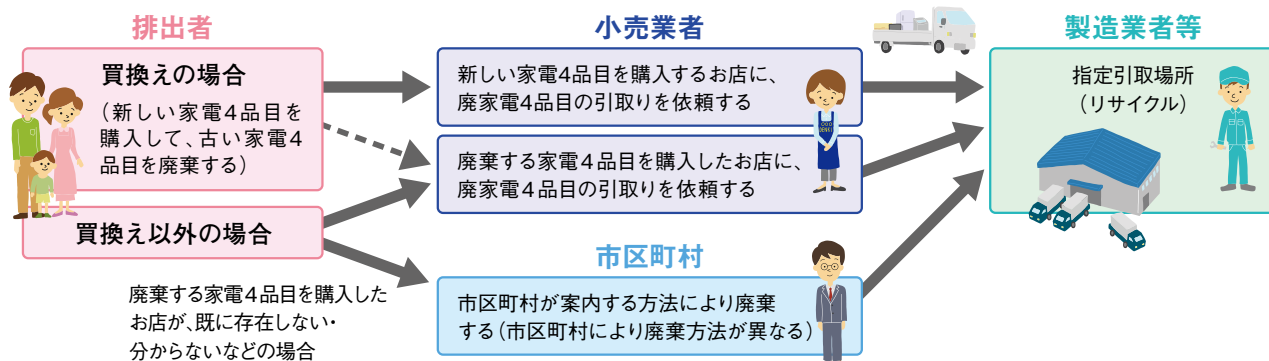
排出者は、適正に排出し、リサイクルに必要な料金を支払います

1 正しい排出方法と料金など

(1) 家電4品目の正しい排出方法

排出者(消費者・事業者)は、家電4品目を廃棄する場合は再商品化等が行われるように適正に排出し、必要な料金を支払うことについての責務があります。

家電4品目の正しい排出方法(一般廃棄物の場合)は、下図のとおりです。



※小売業者が、自らに引取義務が課されていない廃家電4品目の引取りを行っている場合もあります。
※上記のほか、排出者が廃家電4品目を指定引取場所に直接持ち込むことも可能です。

排出者が支払う料金

●収集運搬料金

小売業者が排出者から廃家電4品目を引き取り、指定引取場所まで運ぶための費用に係る料金です。料金は各小売業者が設定します。

●リサイクル料金

製造業者等が行う再商品化等に必要な行為に係る料金です。指定引取場所で廃家電4品目を引き取り、家電リサイクルプラントへ運搬し、家電リサイクルプラントで再商品

化等を行う(併せて有害物質の回収や破壊を行う)ことなどに用いられます。料金は製造業者等ごとに異なります。

一部の製造業者等におけるリサイクル料金の例(税抜き)(令和3年度)

エアコン	900円
ブラウン管式テレビ(15型以下)	1,200円
(16型以上)	2,200円
液晶・有機EL・プラズマ式テレビ(15型以下)	1,700円
(16型以上)	2,700円
冷蔵庫・冷凍庫(170ℓ以下)	3,400円
(171ℓ以上)	4,300円
洗濯機・衣類乾燥機	2,300円

※収集運搬料金及びリサイクル料金には、消費税がかかります。

排出者が廃家電4品目を指定引取場所に直接持ち込むことも可能

排出者が廃家電4品目を指定引取場所に直接持ち込んで、製造業者等に引き渡すことも可能です。この場合、小売業者は収集運搬を行わないため、収集運搬料金の支払いは不要です。また、料金郵便局振込方式の家電リサイクル券(通称「郵便局券」)を使って、あらかじめ正しい額のリサイクル料金を振り込んでおく必要があります(次ページ(4)参照)。

指定引取場所の所在や営業日・営業時間については、下記のホームページで確認することができます。

一般財団法人家電製品協会
家電リサイクル券センター
指定引取場所一覧
<http://www.e-map.ne.jp/p/rkcsymap/>





(3) 料金の確認方法

小売業者が定める収集運搬料金は、小売業者が家電4品目を販売している店頭など（インターネット販売であればインターネットのサイト上）において公表されています。

製造業者等が定めるリサイクル料金は、すべて下記のホームページで公表されています。廃棄する家電4品目の品目・大きさ・メーカー名により検索しましょう。

一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター
再商品化等料金一覧(家電リサイクル料金)

https://www.rkc.aeha.or.jp/consumer/recycle_price.html



(4) リサイクル料金の支払い方法

製造業者等が設定するリサイクル料金は、小売業者を経由して製造業者等に支払う方式と、郵便局から製造業者等に直接支払う方式があります。

リサイクル料金を小売業者経由で支払う場合

小売業者へ廃家電4品目を引き渡す場合であって、かつ当該小売業者が料金販売店回収方式の家電リサイクル券（通称「グリーン券」）の発券が可能な事業者であるときは、その小売業者にリサイクル料金を支払い、家電リサイクル券の写し（排出者控）を受け取ります。この家電リサイクル券については、全国で5万5千を超える店舗がシステムに入会しており、家電4品目を多数取り扱っている小売業者の多くでは、この家電リサイクル券の発券が可能です。



グリーン券

リサイクル料金を郵便局経由で直接支払う場合

リサイクル料金は、郵便局において製造業者等に直接支払うことが可能です。料金郵便局振込方式の家電リサイクル券（通称「郵便局券」）を使ってあらかじめ正しい額のリサイクル料金を振り込んでおき、振込み済みの家電リサイクル券と一緒に廃家電4品目を引き渡します。排出者が廃家電4品目を指定引取場所に直接持ち込む場合や、料金販売店回収方式の家電リサイクル券を取り扱っていない小売業者に廃家電4品目を引き渡す場合に使用します。

料金郵便局振込方式の家電リサイクル券の記入方法は、郵便局に備え付けてある資料のほか、下記ホームページで確認することができます。



郵便局券



一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券
(料金郵便局振込方式)の記入の仕方

https://www.rkc.aeha.or.jp/recycleticket/post_office_transfer/fillout.html



2 排出者(消費者・事業者)の役割

(5) 排出した廃家電4品目の 処理状況の確認方法

家電4品目を排出し、リサイクルが行われるときは、家電リサイクル券の写し(排出者控)が手元に残ります。

小売業者に引き渡した廃家電4品目について、リサイクルのため指定引取場所において製造業者等への引渡しが行われたかを、家電リサイクル券の写し(排出者控)

① インターネットでの確認

一般財団法人家電製品協会のホームページにおいて、お問合せ管理票番号を入力します。

一般財団法人家電製品協会 (家電リサイクル券センター)
排出者向け引取り確認

[https://rkc-bu-in3.rkc.aeha.or.jp/
plsql/rkc_web/p_kt330080/](https://rkc-bu-in3.rkc.aeha.or.jp/plsql/rkc_web/p_kt330080/)



に記載されているお問合せ管理票番号を用いて確認することができます。

小売業者に対して収集運搬料金やリサイクル料金(「処分料」等名称を問わない)を支払い、廃家電4品目を引き渡したにも関わらず、家電リサイクル券の写し(排出者控)がその小売業者から渡されない場合、その小売業者は法令違反(リサイクルをしていない等)の可能性があるので注意が必要です。

② 電話による確認

一般財団法人家電製品協会の家電リサイクル券センターのコールセンターに電話し、お問合せ管理票番号を伝えます。

一般財団法人家電製品協会
家電リサイクル券センター コールセンター

0120-319640

受付時間9:00~18:00(日・祝休)

排出者(消費者)向け家電4品目の排出方法案内サイト

家電4品目の適正排出の方法については、下記のホームページにおいても分かりやすく案内しています。一般の消費者が実際に家電4品目を排出しよう

とする際に御覧いただくサイトです。ぜひ御活用ください。



一般財団法人家電製品協会
「3秒でえらべる家電の捨て方」

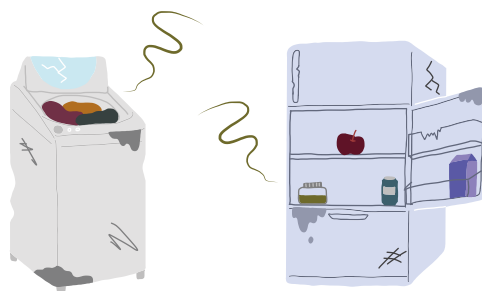
<https://www.aeha-kadenrecycle.com/select/>



家電4品目の排出前には、異物除去を徹底

冷蔵庫・冷凍庫や洗濯機・衣類乾燥機を排出する際には、排出前に、機器内に生ゴミ、缶・ビン、衣類などの異物が残っていないかを必ず確認してください。異物が残っている場合は、小売業者や製造業者等による廃家電4品目の引取りは行われないほか、小売業者や製造業者等の作業負担につながることもあり、リサイクルの促進の妨げとなります。

異物は排出者自身において事前に除去してください。





違法な廃棄物回収業者に注意

廃棄物の処分に「無許可」の廃棄物回収業者を利用しないでください。一般家庭から排出される廃家電4品目を引き渡すことができるのは、原則として、

家電リサイクル法上の小売業者
(小売業者の委託先を含む)

一般廃棄物収集運搬許可業者
(収集運搬を行う場所の市区町村の許可がある場合に限る)

市区町村
(市区町村の委託先を含む)

に限られます。

「産業廃棄物収集運搬業許可」又は「古物商許可」は、家庭から排出される廃棄物の収集運搬には関係ありません。

市中には、一般廃棄物収集運搬業の許可を有さず、家庭から排出される廃棄物を回収してまわる廃棄物回収業者がいます。こうした事業者の多くは、廃棄物処理法に違反する違法な廃棄物回収業者です。違法な廃棄物回収業者には右のような例があり、注意が必要です。

違法な廃棄物回収業者に廃家電4品目を引き渡

すと、リサイクルが行われない可能性があるばかりか、フロンガスや水銀等の有害物質の放出・漏えいのおそれや、不法投棄が行われるおそれもあります。

このほか、はじめは「無料」と言っていたのに、荷物を積み込んだ後に「全てが無料ではない」と高額な請求をしてくる・・・そんな悪質な業者とのトラブルも発生しています。適正排出により、環境だけではなく、自分の身も守りましょう。



～違法な廃棄物回収業者の例～

(6) 事業所で使用している 家電4品目(家庭用機器)も適正排出

一般の消費者だけではなく、家電4品目を使用している事業者も家電4品目を適正に排出する必要があります。事業所において家電4品目(家庭用機器)を使用しているシーンとして、例えば次のようなものが考えられます。こうした機器も、家電リサイクル法に沿った適正排出が必要です。

- オフィスで使用しているテレビや冷蔵庫
- プレハブ作業所のルームエアコン
- 工場で作業着を洗うための洗濯機
- 賃貸住宅や社宅、公営仮設住宅における備付け家電(特にルームエアコン)
- ホテルや病院のルームエアコンやテレビや冷蔵庫
- リース事業者のテレビなど

こうした事業所から排出される家電4品目は、産業廃棄物であり、廃棄物処理法上、排出事業者処理責任

が課されています。例えば、他の事業者処理を委託して、その受託者が委託元の排出事業者が無断で不法投棄や不適正処理を行った場合であっても、排出事業者には法的な責任追及があり得ます。したがって、こうした排出事業者責任という観点からも、事業所から排出される家電4品目については家電リサイクル法に沿った適正排出が必要です。

こうした事業所からの家電4品目の適正排出の方法については、引取義務のある小売業者に引き渡すか、自ら又は産業廃棄物収集運搬許可業者に委託して指定引取場所に持ち込むなどの方法があります。詳細については下記資料を御覧ください。

経済産業省・環境省

家電4品目を使用している事業者向け資料

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/recycle_office.pdf



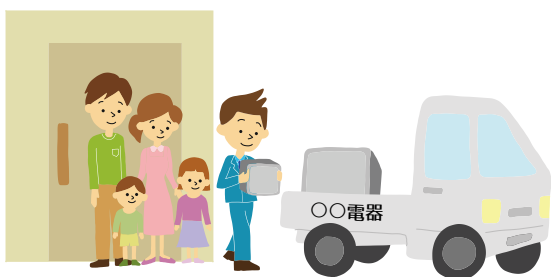
3 小売業者の役割

小売業者は、排出者から廃家電4品目を引き取り、
指定引取場所で製造業者等に引き渡します

1 小売業者の定義と義務の概要

(1) 小売業者の義務の重要性

小売業者は、廃家電4品目を排出して費用を負担する排出者と、廃家電4品目の再商品化等を実施する製造業者等とをつなぐ重要な存在であり、家電リサイクルの円滑な実施にあたっては、小売業者による廃家電4品目の収集運搬の役割が大変重要です。



このため、家電リサイクル法では、小売業者に対して、引取義務や引渡義務をはじめとする各種の義務を課しています。



(2) 小売業者の定義

家電リサイクル法上の「小売業者」とは、

家電4品目の小売販売(事業者への販売を含み、販売を業として行う者への販売を除く)を業として行う者

です(法人単位で判断)。「販売を業として行う者への販売を除く」とは、卸販売に該当する場合を除いているものです。

反復継続して又は反復継続することを前提として家電4品目の小売販売を行っていれば、家電リサイクル法上の「小売業者」に該当します。このため、売買契約の成立実績が無くても、反復継続することを前提として小売販売行為を行っていれば小売業者に該当します。

家電量販店、地域電機店、家電の取扱いがあるホームセンターなどのような店舗だけでなく、例えば、

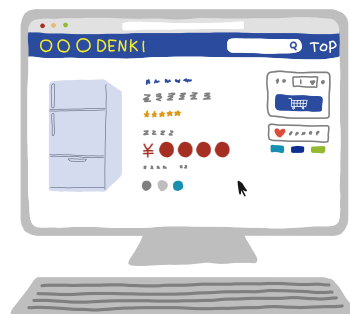
- 引越業者であるが、引っ越しを行う消費者から、個別に求めがあった場合のみ、求めに応じて家電4品目を含む家電製品を仕入れて、販売している。



- 設備や内装の工事業者であるが、顧客から求めがあった場合のみ、家電4品目(特にエアコン)の小売販売も行っている。
- 法人専門で家電4品目(家庭用機器)の小売販売を行っている。

という事業者も、家電リサイクル法上の小売業者です。

また、新品製品の販売や店舗販売に限定されるものではなく、リユース品の販売や、インターネット販売・カタログ販売も含まれます。





(3) 小売業者の義務の概要

小売業者には、大きく分けて以下の4つの義務が課されています。

排出者からの引取義務



「自らが過去に販売した家電4品目」又は「買換えの際に引取りを求められた家電4品目」は、排出者から引取りを求められたときは、排出者が排出する場所（排出者の家庭など）で、引取りを行う義務があります。

製造業者等への引渡義務 (指定引取場所への持込み)



排出者から廃家電4品目を引き取ったときは、指定引取場所に運搬し、指定引取場所において製造業者等への引渡しを行う義務があります。

収集運搬料金の公表義務並びに 収集運搬料金及び リサイクル料金の応答義務



収集運搬料金はあらかじめ決めておき、販売チャンネルに応じて分かりやすく公表する義務があります。また、収集運搬料金やリサイクル料金について問われた場合には、応答する義務があります。

家電リサイクル券の 交付・管理・保存等義務



排出者から廃家電4品目を引き取ったときは、家電リサイクル券に必要事項を記入し、写し（排出者控）を排出者に交付する義務があります。また、その際、指定引取場所から家電リサイクル券の回付片を受け取り、3年間保存する義務があります。保存している回付片については、排出者から閲覧の申出があったときには拒んではならないこととされています。

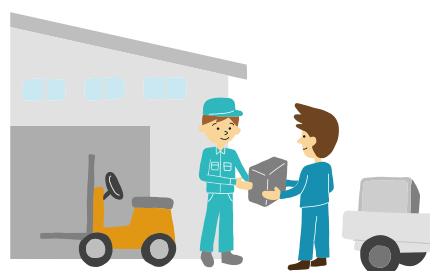
注意

1

小売業者は、小売業者に引取義務がない廃家電4品目も引き取ることができます。ただし、引取義務がない廃家電4品目であっても、引き取った場合には、「製造業者等への引渡義務」が発生します。

2

家電リサイクル法の義務違反は、行政処分の対象となります（37ページ参照）。



3 小売業者の役割

2 小売業者の義務の留意事項

(1) 排出者からの引取義務についての留意事項

小売業者は、次の場合には、正当な理由がある場合を除き、排出者が廃家電4品目を排出する場所において当該排出者から廃家電4品目を引き取らなければならないこととされています。なお、小売業者は、引取義務がない廃家電4品目を引き取ることも可能です(引取義務が課されていない廃家電4品目であっても、引き取った場合には引渡義務が発生します。)

- ① 自らが過去に販売した廃家電4品目の引取りを求められたとき
- ② 買換えの際に同種の廃家電4品目の引取りを求められたとき

「正当な理由」

排出者が料金の支払いを拒否した場合や、排出者が冷蔵庫や洗濯機内の異物除去を行わない場合等が該当します。

「排出者が廃家電4品目を排出する場所」

一般に、排出者(消費者)の家庭などが該当します。「排出者自身が郵送・持ち込みする場合でなければ引き取らない」ということは認められません。

「自らが過去に販売」

小売業者単位(法人単位)で判断します。すなわち、複数の店舗を有している法人である場合、A店舗で過去に販売した廃家電4品目の引取りを、同一法人のB店舗で申し込まれたときも引取義務は生じます。

「引取りを求められたとき」

排出者から、対面、電話、メール、その他何らかの形で廃家電4品目の引取りの申込みがあったときが該当します。

「同種の廃家電4品目」

例えば、液晶式テレビを購入し、引取対象がブラウン管式テレビであっても該当します。また、衣類乾燥機を購入し、引取対象が洗濯機であっても該当します。また、販売した台数よりも多くの同種の廃家電4品目の引取りを

求められたときは、その全てで引き取る義務が生じます(料金は引き取る台数分を請求可能)。

(2) 製造業者等への引渡義務についての留意事項

小売業者は、廃家電4品目を引き取ったときは、(製品リユースが行われる場合を除き)製造業者等に引き渡さなければならないこととされています。

「廃家電4品目を引き取ったとき」

引取義務の対象かどうかに関係なく、引き取ったものについては、全て引渡義務の対象です。

「製造業者等に」

製造業者等が指定する「指定引取場所」に持ち込めば義務は履行されたこととなります。現在、全製造業者等が共同で指定引取場所を設置しているため、全国のどの指定引取場所においても全メーカーの廃家電4品目の引取りを行っています。指定引取場所の所在は、下記のホームページで、検索することが可能です。

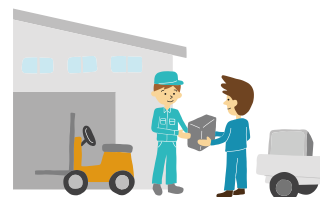
一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター
指定引取場所一覧

<http://www.e-map.ne.jp/p/rkcsymap/>



「引き渡さなければならない」

引き取った廃家電4品目の全てを引き渡す必要があります。例えば、廃家電4品目の一部のみを引き渡し一部(例: エアコン室外機や、電源コードなど)を引き渡さない場合、廃家電4品目の盗難・紛失が発生した場合、違法な廃棄物回収業者やスクラップヤード業者に引き渡した場合、廃棄物処理業者に引き渡して廃棄物処分を行った場合などは、引渡義務違反になります。





引渡義務違反が発生しない管理体制づくり

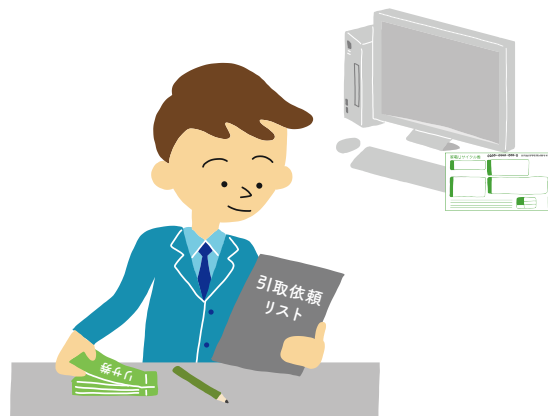
小売業者において廃家電4品目の引渡義務違反が発生しないようにするためには、各小売業者において、社内の管理体制を構築するとともに、法令のルールと社内の管理ルールの両方について従業員に理解してもらうための取組が必要となります。

どのような管理体制が望ましいかについては、小売業者の従業員規模、家電4品目の販売チャネル、引取台数や引取り及び引渡しの方法といった個々の事情により異なります。以下のポイントを、家電リサイクル券のお問合せ管理票番号や伝票番号との紐づけにより一連のものとして恒常的に押さえることができているか（エラーが発生した場合にすぐ把握ができるか）ということが重要になります。

- どの排出者から廃家電4品目の引取依頼があったのか。その品目は何か。
- 廃家電4品目の引取りの手配を誰がいつ行ったのか。
- 廃家電4品目の引取りを誰（従業員又は委託先の事業者）がいつ行ったのか。
- 収集運搬料金及びリサイクル料金の受領は行ったのか。
- （小売業者の店舗において積替保管を行う場合）いつ店舗受入れをしたのか。また、店舗から指定引取場所までの運搬は誰がいつ行ったのか。
- 指定引取場所への持込みはいつ行ったのか。
- 家電リサイクル券の小売業者回付片の回付はあったか。その保存を行うことができるか。

また、小売業者においては、以下のような対策も講じられています。

- 廃家電4品目の引取依頼があったにもかかわらず、引取りの当日にキャンセルがあった場合、従業員による廃家電4品目の引取りが本当に行われていないか、消費者（排出者）に確認する。
- 廃家電4品目の店舗別・月別（あるいは担当者別）の引取台数や引取手配台数に異常値が生じていないか、確認する。
- 各店舗で、廃家電4品目の保管場所以外の場所に廃家電4品目（特に家電リサイクル券が貼られていないもの）が隠されていないか、確認する。
- エアコンの室内機のみでの引取り・引渡し・室外機の部品取りが不自然に発生していないか、確認する。
- 各店舗で、廃家電4品目の保管場所の鍵を支店長が管理する。



排出者に対して、異物除去の呼びかけをお願いします

冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、機器の内部に生ゴミ、缶・ビン、衣類などの異物が残っている場合、指定引取場所での引取りは行われません。事前に、排出者に対して異物の除去を求めているようお願いします。なお、小売業者に引取

義務がある廃家電4品目について、排出者による異物除去が行われていないものの引取りを拒否しても、正当な理由による拒否であることから、小売業者の引取義務違反とはなりません。

3 小売業者の役割

廃家電4品目の収集運搬の委託

小売業者が廃家電4品目の収集運搬を他の事業者へ委託して行う場合、委託先の事業者は、収集運搬を行う地域に係る廃棄物処理法上の産業廃棄物又は一般廃棄物のどちらかの許可が必要です(35ページ参照)。また、委託先の事業者が廃家電4品目を製造業者等以外の者に引き渡したというケースであっても、義務主体である委託元の小売業者が引渡義務違反となるため、委託先の引渡し状況等についても管理を適切に行う必要があります。

小売業者が他の事業者に委託して収集運搬を実施する場合、以下の点に注意が必要です。

- 適正に指定引取場所への運搬を行うこと及び再委託を行わないことを、担保する。具体的には、委託契約の締結を書面により行い、当該書面の中に再委託禁止条項等を盛り込むとともに、当該契約内容が遵守されているか定期的に委託先の状況について現地確認を行うことが望ましい。

- 「許可を有している」との説明が虚偽ではないか、提示された許可番号が他の事業者のものではないか、確認する。具体的には、委託契約の締結時に、廃棄物収集運搬業の許可証の写しを契約書に添付するとともに、当該許可証の許可番号を環境省や都道府県等のデータベースに入力して確認を行う。

- 廃棄物処理法上の収集運搬業の許可について、廃家電4品目の積込地と積卸地(指定引取場所の所在地を含む。)の許可があるか確認を行う。
※積込み及び積卸しを行わず通過するだけの地域については許可不要。

- 廃棄物収集運搬業の許可には有効期限があるため、当該許可の期限を管理し、委託先の事業者が当該許可の更新を行っているか確認する。具体的には、委託先の事業者が有する許可の期限に応じて、更新後の許可証の写しの提出を求めることで確認を行う。

店舗で廃家電4品目の一時保管(積替保管)を行う場合

小売業者が、引き取った廃家電4品目について店舗で一時保管(積替保管)を行う場合、以下の点に注意が必要です。

- 周囲に囲いがある場所で保管を行うとともに、保管場所の施錠など盗難・紛失対策を徹底する(併せて監視カメラを設置することも有効)(屋外保管を行う場合には特に注意が必要)。
- 原則として屋内保管場所又は屋根のある屋外保管場所で保管を行い、やむを得ず屋根のない屋外で保管を行う場合は、降雨の可能性があるときは速やかに屋内保管場所に移動させるなど、雨曝しにならないよう工夫する。

- 保管期間が長期にならないようにする(引取台数が少ない店舗であっても、保管期間は1ヶ月間未満とすることが望ましい)。

- 小売業者自らの店舗での一時保管(積替保管)は廃棄物処理法上の収集運搬業の許可は不要であるが、一時保管(積替保管)を他の事業者へ委託して行うのであれば、委託先の事業者は廃棄物処理法上の収集運搬業のうち「積替保管」の許可も有している必要がある(再委託は禁止)。

- エアコンについては、同一機器の室内機と室外機がセットで1台であるので、対になっている機器が分かるよう保管する。



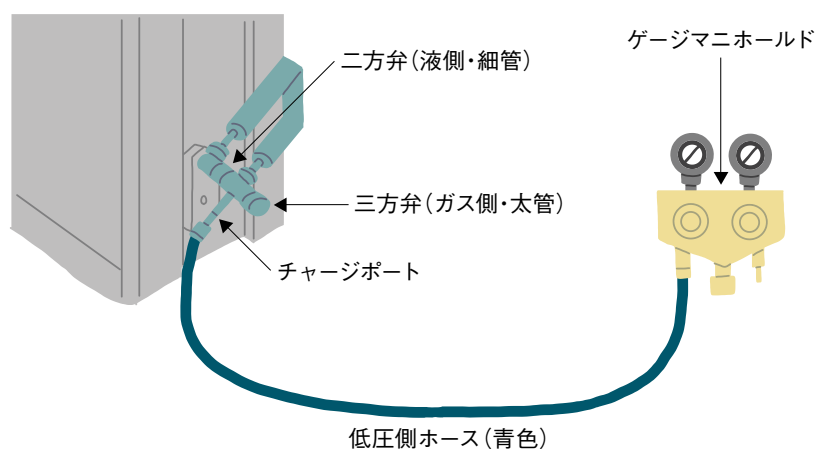
家庭用エアコン撤去時のポンプダウンの徹底

家庭用エアコンには、室内外ユニットや接続配管の中に相当量の冷媒フロンが封入されています。そのまま配管を外してしまうと、冷媒フロンが大気中に放出され、オゾン層破壊や地球温暖化の原因になります。室内外ユニットの取り外し前にポンプダウン作業が必要です。

小売業者自らが取り外しを行う場合のみならず、配送業者（工事業者）に委託する場合も、ポンプダウン作業の徹底を指導することが必要です。

ポンプダウンの一般的な作業方法（例）

- ① 三方弁（太管側）のチャージポートに圧力計（ゲージマニホールド）を取り付ける。
- ② 二方弁（細管側）を全閉にする。
- ③ 冷房運転または強制冷房運転させる。
（暖房運転では不可）圧力計がほぼ0MPa（0kgf/cm²）になるまで運転する。
- ④ 三方弁全閉にし、運転を停止させる。
- ⑤ 圧力計（ゲージマニホールド）を外し、接続配管を外す。



また、何らかの理由でポンプダウンができない場合は、必ず太管側（ガス側）と細管側（液側）のバルブを両方全閉にしてから、接続配管を取り外してください。このとき、室内機と配管に蓄積されている冷媒フロンを冷媒回収装置で回収するように努めてください。

ポンプダウンの一般的な作業方法及び各メーカーが案内している作業方法については、下記ホームページを参照してください。

一般社団法人日本冷凍空調工業会
https://www.jraia.or.jp/product/home_aircon/t_pumpdown_work.html



3 小売業者の役割

リユースに関する留意点

※リユース品としての使用や販売を行わない小売業者は、「家電4品目を引き取ったときは、一律に、すべて指定引取場所に持ち込む」の運用を徹底すればよく、この事項は省略して構いません。

家電リサイクル法上の小売業者が使用済みの家電4品目を引き取った場合は、家電リサイクル法上は一律に廃家電4品目となり、「リサイクル」か「製品リユース」かのどちらかが必須となります。

「製品リユース」の場合、自ら製品リユースするか、製品リユースする者に有償又は無償で譲渡するか、製品リユース販売する者に有償又は無償で譲渡する必要があります。次のようなときには、引渡義務違反等の可能性が高いので注意が必要です。

- 製品リユースしたが、排出者から収集運搬料金、リサイクル料金を徴収した場合
※この場合は民法上の債務不履行又は不当利得に該当するとともに、詐欺罪に該当する可能性がある。
- 小売業者が製品リユースとしてリユース販売業者等に引き渡す場合に、有償又は無償ではなく、逆有償（＝費用を払って渡すこと）により引き渡した場合
- 引渡し先であるリユース販売業者が、リユース販売することなく、そのまま産業廃棄物処理業者等に引き渡した場合
- 「製品リユース」ではなく、「部品リユース」であった場合

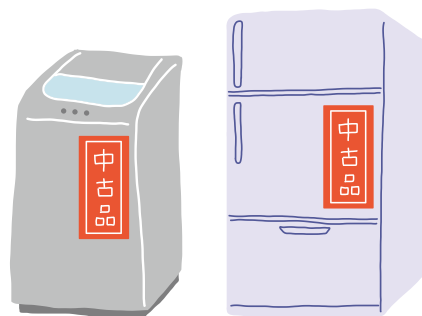


なお、小売業者が、製品リユースとして販売を行うつもりで使用済みの家電4品目を買い取り、買い取った後・リユース販売前に、元から製品リユースできないものであった（故障していた）ことが判明した場合は、指定引取場所に持ち込み、リサイクルする必要があります。この場合、排出者の名義は当該小

売業者のものとなり、リサイクル料金及び収集運搬料金も当該小売業者の負担となります。

また、リユース販売業者に有償又は無償で譲渡する場合は、譲渡先の業者が「リユース販売する」と称しているだけでなく、実際に適正にリユース販売が行われている必要があります。このため、譲渡先において実際にリユース販売が行われているか、証拠資料を求めたり、現地確認を行ったりすることなど、厳格な管理が必要です。

「偽装リユース」を防いで適正なリユースを行うため、小売業者が家電4品目のリユース品を扱う場合、「リユース・リサイクル仕分け基準」を作成することなどが求められています。同基準の内容としては、経済産業省・環境省の「リユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドライン」を踏まえたものとするのが望ましく、具体的には、リユース対象製品を製造後7年以内の製品とすることや、小売業者自身でリユース販売を行う場合には通電検査を実施することを推奨しています。



小売業者による特定家庭用機器の
リユース・リサイクル仕分け基準作成
のためのガイドライン

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/12178.pdf>





(3) 収集運搬料金の公表義務並びに収集運搬料金及びリサイクル料金の応答義務

小売業者は、**収集運搬料金を事前に定めて公表**しなければならない、また、その収集運搬料金は**適正な原価を勘案して設定**しなければならないこととされています。加えて、収集運搬料金は、排出者の廃家電4品目の適正な排出を妨げることがないよう配慮しなければならないこととされています。

小売業者は、家電4品目の使用者や家電4品目を購入しようとする者から求められたときは、収集運搬料金やリサイクル料金を示さなければならないこととされています。

「収集運搬料金を事前に定めて公表」

収集運搬料金の公表方法は、家電4品目の販売チャネルに応じた方法が基本であり、店舗販売の場合は、店舗の見やすい場所への掲示その他の適切な方法によって公表します。インターネット販売の場合は、Web上に掲載、通信販売の場合はカタログに掲載するなどし、公表

する必要があります。リサイクル料金との合算を「併記」することは問題ありませんが、収集運搬料金単独での金額が分からないような表示は認められません。



「適正な原価を勘案して設定」

意図的に高額な収集運搬料金は認められません。最も能率的に行った場合の「適正な原価」を目指して費用低減に向けた努力をすべきことを期待されています。「適正な原価」は小売業者固有の事情により異なるため、最終的には個々の小売業者単位で判断されます。なお、「適正な原価」を勘案して設定されていれば、廃家電4品目の引取地域別や品目別に料金設定を分けたり、一度に2台以上をまとめて引き取る場合の2台目以降の料金を1台目よりも低く設定したりすることは可能です。

製造業者等のリサイクル料金の誤徴収および請求方法に注意

小売業者が定める収集運搬料金とは異なり、リサイクル料金は、製造業者等が定めます。リサイクル料金は製造業者等ごとに異なっており、したがって、廃家電4品目の製造業者等を確認した上でリサイクル料金の請求や照会回答を行う必要があります。また、リサイクル料金は、製造業者等ごとに随時改定される（改定を行う場合、4月に改定されることが多い）ことから、最新の情報を確認する必要があります。なお、「買い換えの際はリサイクル料金不要」等といった表現で特定家庭用機器の販売促進行為等を行いつつ、手数料等の名目でリサイクル料金に相当する金額を徴収することは認められません。排出者の誤解を招かないよう、徴収した金額がリサイクル料金であることを排出者に明示する必要があります。

※リサイクル料金を誤徴収した場合には、過徴収分を排出者に返還す

るなどの手続が必要です。また、カタログ上やインターネット上にリサイクル料金を表示させ、意図的にその更新を怠ってリサイクル料金の過徴収を行うと、詐欺罪に該当するおそれがあります。

最新のリサイクル料金は、下記のホームページに記載されています。

一般財団法人家電製品協会
家電リサイクル券センター 再商品化等料金一覧
(家電リサイクル料金)

https://www.rkc.aeha.or.jp/consumer/recycle_price.html



また、リサイクル料金について、上記のホームページなどを見ても分からない場合は、一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センターのコールセンターに問い合わせて確認することも可能です。

(4) 家電リサイクル券の交付・管理・保存等義務の留意事項

31～34ページを御覧ください。

4

製造業者等の役割

製造業者等は、指定引取場所で

廃家電4品目を引取り、再商品化等を行います

1 製造業者等の定義と義務の概要

(1) 製造業者等の定義

家電リサイクル法上の「製造業者等」は、家電4品目を製造する者（いわゆる「メーカー」）のほか、家電4品目の輸入業者が該当します。ただし、家電4品目の製造や輸入を他の事業者へ委託して行う場合には、当該委託について部品、材料、設計、自己の商標の使用に関する指示が行われる委託であると認められるときには委託元の事業者が製造業者等となり、部品、材料、設計、自己の商標の使用に関する指示が行われない委託であると認めら

(2) 製造業者等の義務の概要

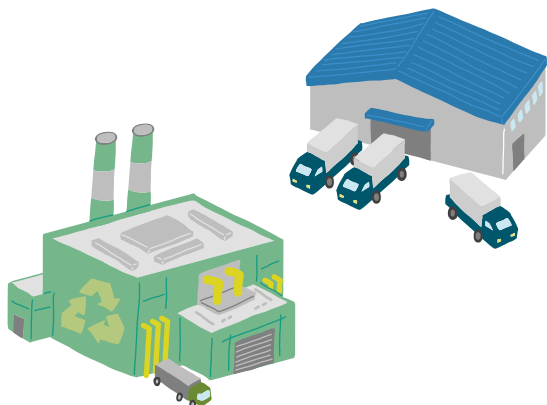
製造業者等には、大きく分けて以下の7つの義務が課されています。

① 指定引取場所における引取義務

自らが製造等を行った家電4品目について、指定引取場所において引取りを行う義務があります。

② 指定引取場所の配置義務

廃家電4品目の引取りを行うための指定引取場所を設置する義務があります。指定引取場所の設置は、地理的条件、交通事情、自らが製造等をした家電4品目の販売状況その他の条件を勘案して、廃家電4品目の再商品化等に必要な行為の能率的な実施や小売業者等による廃家電4品目の円滑な引渡しが確保されるよう、適正に配置しなければなりません。



れるときには受託事業者が、製造業者等となります。

また、製造業者等は、自らが製造等を行った家電4品目について義務を課されています

すが、当該製造や輸入の事業が他の法人に譲渡された場合は、譲渡を受けた法人が義務主体となります。



③ 再商品化等実施義務

引き取った廃家電4品目について、遅滞なく再商品化等を行う義務があります。その際、フロン回収・再利用・破壊を行うことも義務付けられています。また、再商品化基準（3ページ参照）に従って再商品化等を行わなければなりません。

④ リサイクル料金の公表義務

リサイクル料金はあらかじめ定めて、インターネット上などで公表する義務があります。リサイクル料金は、再商品化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回るものであってはならないこととされています。つまり、リサイクル料金は、能率的にリサイクルを行った場合の費用よりも少ない金額となるよう設定する必要があります。

⑤ 家電4品目への名称表示義務

家電4品目の販売までに、機器表面の見やすい箇所に製造業者等名を表示する義務があります。ロゴやブランド名ではなく製造業者等の名称（法人名）である必要がありますが、電気用品安全法など他の法令により既に表示されている場合には、当該表示により義務は果たされているものとみなされます。

⑥ 家電リサイクル券の回付・保存義務

指定引取場所において小売業者から廃家電4品目を引き取るときは、小売業者から家電リサイクル券の交付



を受けて、必要事項を記入して当該小売業者に回付するとともに、家電リサイクル券の写し（指定引取場所控）を3年間保存する義務があります。また、排出者から家電リサイクル券の受領について確認を求められたときには、受領の有無について返答しなければなりません。詳細は31～32ページを御覧ください。

⑦再商品化等に係る帳簿の保存義務

再商品化等に必要な行為に関して所定の事項を記載した帳簿を備えて5年間保存する義務があります。

製造業者等の環境配慮設計

製造業者等には、家電4品目の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実を図ること等により廃棄物の発生を抑制するよう努めることや、家電4品目の設計及び部品又は原材料の選択を工夫することにより廃家電4品目の再商品化等に要する費用を

低減するよう努めることが、家電リサイクル法上の責務として定められています。

製造業者等には、こうした環境配慮設計などの取組が求められており、業界全体での取組が進んでいます。

環境配慮設計の3つの取り組み

1
資源の有効活用

2
省エネルギーへの取り組み

3
製品に含まれる化学物質の管理

製品設計による3Rの改善・向上に取り組んでいます。



製品の部材ならびに生産過程で必要となる資源を抑え、消費量を削減します。



製品の長寿命化による市場での再利用や、分解された部品の再利用等を促進します。



製品に使われている資源を分別して取り出し、再び資源として利用可能にします。

一般財団法人家電製品協会
「家電製品の環境配慮設計とは」

<https://www.aeha.or.jp/environment/about.html>



一般財団法人家電製品協会
「家電製品 製品アセスメントマニュアル
ガイドライン(Web版) (2015年1月)」

<https://www.aeha.or.jp/environment/guide.html>



4 製造業者等の役割

2 製造業者等の再商品化等

(1) 再商品化等の認定

製造業者等は、再商品化等をしようとするとき（他の事業者に委託して行う場合を含む）は、所定の事項が基準に合致していることについて、あらかじめ経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けなければなりません。



(2) 指定法人への委託

指定引取場所における廃家電4品目の引取り、指定引取場所の配置、指定引取場所から家電リサイクルプラントへの廃家電4品目の運搬、家電リサイクルプラントでの再商品化等などの再商品化等に必要な行為については、事業規模が小さい製造業者等に限り、指定法人に委託して行うことも可能です。

リサイクル料金の公表、家電4品目への名称表示、帳簿の保存といった事項については、指定法人への委託を行うことはできません。

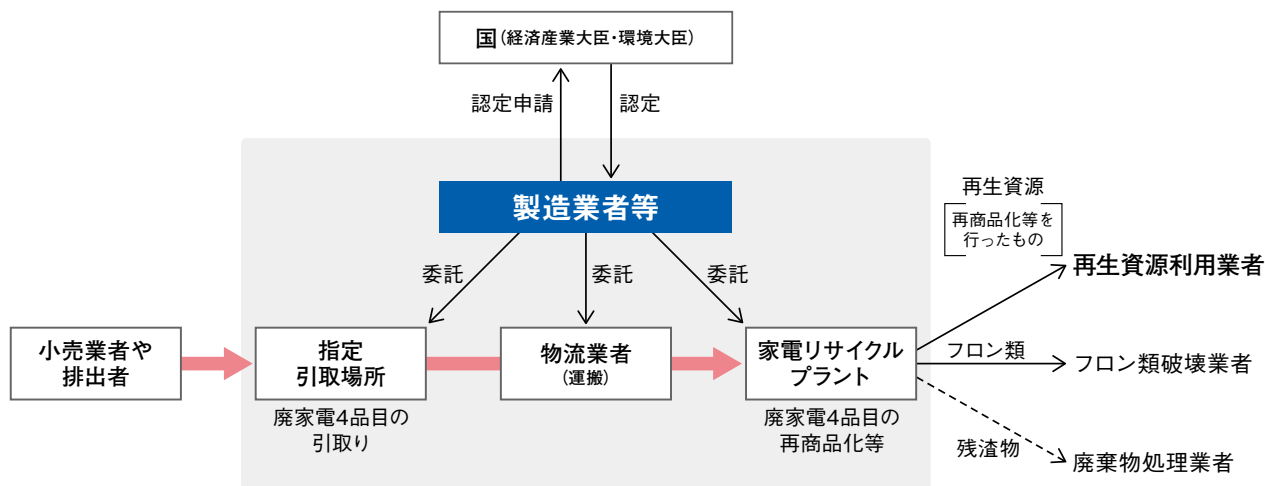


(3) 製造業者等の指定引取場所や家電リサイクルプラント

家電リサイクル法上は、指定法人に委託していない製造業者等は、指定引取場所の運営や再商品化等を自社で行うことも可能ですが、能率的に義務履行を行うために、別法人である指定引取場所運営会社や家電リサイクルプラントに、こうした事項を委託しています。

また、現在、指定引取場所については全製造業者等が共同で、家電リサイクルプラントについては全製造業者等が2つのグループに分かれて、委託を行っています。

したがって、全国におけるいずれの指定引取場所においてもメーカー名に関わらず廃家電4品目の引取りが可能です。また、家電リサイクルプラントは、現在、Aグループと呼ばれるグループの家電リサイクルプラントが全国27施設、Bグループと呼ばれるグループの家電リサイクルプラントが全国15施設、両グループ共同の家電リサイクルプラントが全国3施設あります。



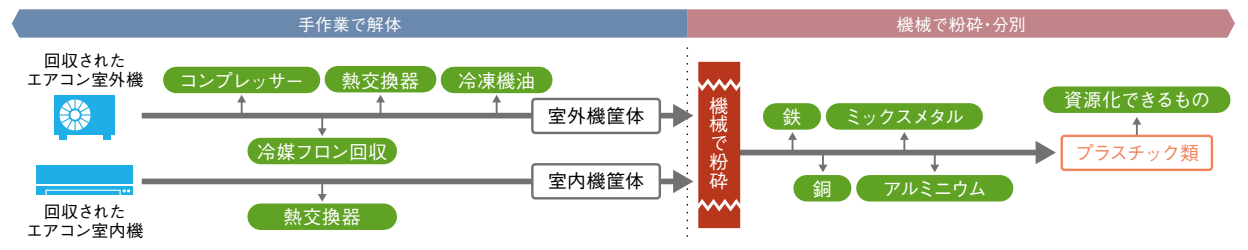


3 製造業者等による再商品化等の流れ

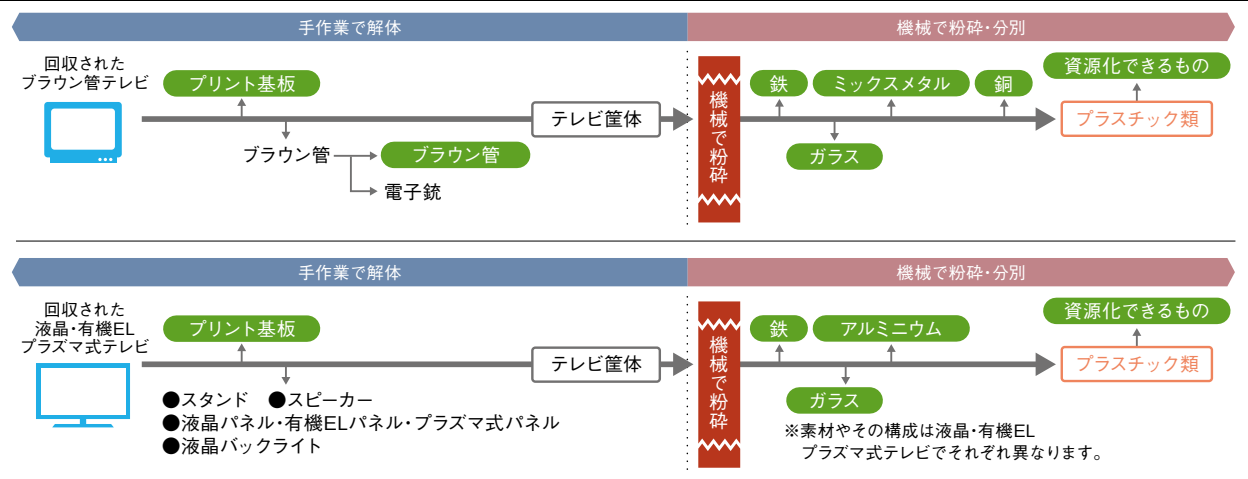
製造業者等(家電メーカー等)の役割

● = 再資源化物

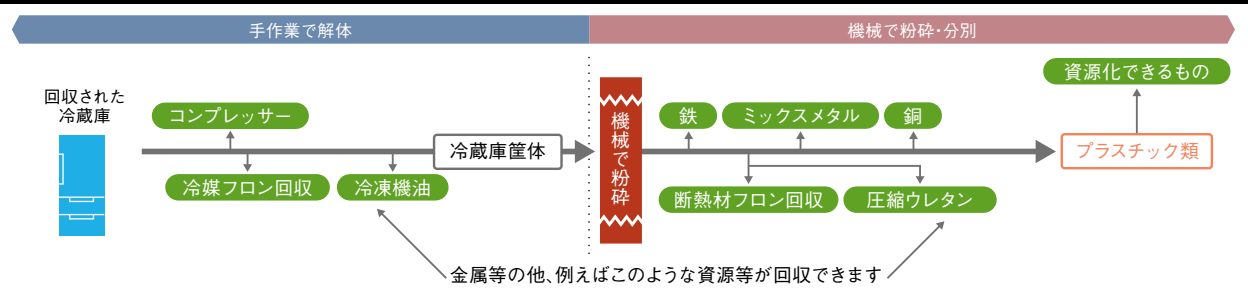
エアコンの処理工程と資源として取り出されるもの(例)



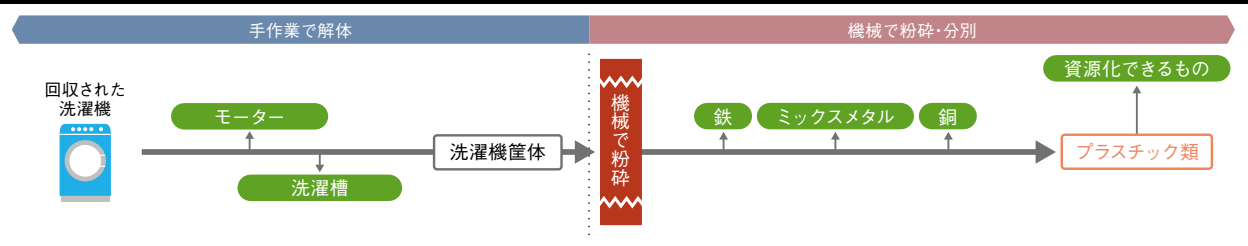
ブラウン管テレビ、液晶テレビ・有機ELテレビ・プラズマ式テレビの処理工程と資源として取り出されるもの(例)



冷蔵庫・冷凍庫の処理工程と資源として取り出されるもの(例)



洗濯機・衣類乾燥機の処理工程と資源として取り出されるもの(例)



4 製造業者等の役割

冷蔵庫・冷凍庫の代表的な処理フロー

手作業による解体・分別



1 ラインに冷蔵庫・冷凍庫を移動します。



2 内部のプラスチックを取り外します。



3 扉部分にあるドアパッキンを取り外します。

手作業による解体・分別



4 背面にある鉄カバーを取り外します。



5 コンプレッサーを取り外し、冷蔵庫本体側の配管から冷媒フロンを回収します。



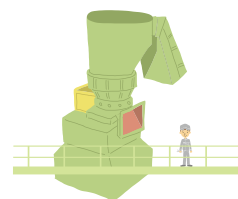
6 コンプレッサーから冷媒フロンを回収します。

機械破碎・選別



7 冷蔵庫専用の破碎機に投入します。

破碎(破碎機)
選別(風力・磁力・渦電流・比重選別機)



8 機械で破碎・選別し、断熱材フロンや金属、プラスチックを回収します。

回収物



鉄



非鉄金属



ウレタン



プラスチック

鉄、銅、アルミニウム、ウレタン、プラスチック類、冷媒フロン、断熱材フロン等を回収します。



冷蔵庫・冷凍庫の冷媒・断熱材フロンの代表的な回収・管理フロー



※異常の発生に備えて24時間の管理体制を取っています。

4 製造業者等の役割

リサイクル技術の紹介

家電リサイクルプラントでは、新たな処理設備の導入や手解体工程の見直し、処理ノウハウの蓄積、将来を見据えた実証実験等、再商品化率の向上や安全・環境改善等

を目指した様々な取組を行っています。

近年の製造業者等による代表的なリサイクル技術の事例を以下に紹介します。

自己循環の高純度リサイクルプラスチック選別回収技術

概要

家電リサイクルでは、プラスチックの選別回収再生利用を積極的に行っており、代表的な「プラスチック選別回収技術」を紹介します。

共通



- ①手解体で、大物単一部品、基板等を回収する
- ②破砕機を傷つける固い部品（コンプレッサー）等を回収する
- ③冷媒フロン等の有害物質を回収する



破砕機投入
(冷蔵庫・冷凍庫は専用の破砕機に投入し、同時に断熱材フロンを回収する)



- ①磁力選別（鉄回収）
- ②非鉄選別（銅、アルミニウム回収）
- ③静電選別（銅線等の微量金属除去）、プラスチックの純度をアップさせる



混合プラスチック

共通



PPフレーク



PSフレーク



ABSフレーク

一部、リペレット化



PPペレット



PSペレット

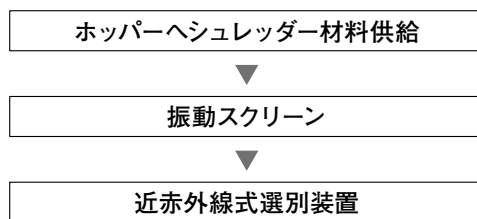


ABSペレット

製品適用

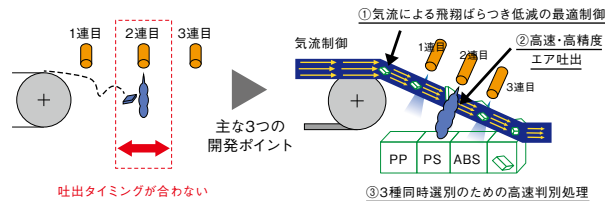


A社の選別回収技術



近赤外線領域の光をプラスチックに当て、材質ごとに固有の吸収波形があることを利用。PP・ABS・PSの3種を個別・同時に回収。

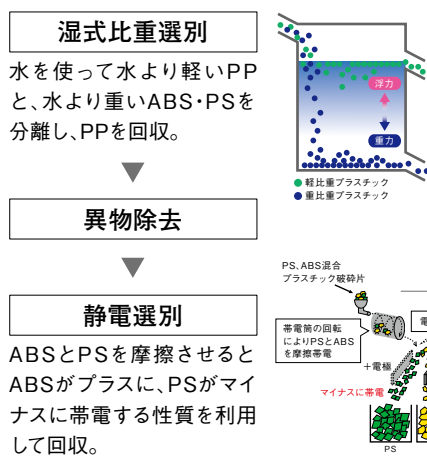
[課題] プラスチックの飛翔軌道のばらつき低減や選別精度の向上



特長

湿式選別を使用せず、乾式選別において、気流制御による飛翔ばらつきの低減や高速・高精度の選別エア吐出技術等により3種類のプラスチックの同時選別装置を実用化し、従来の3種類の個別選別と比較し、実質2倍以上の処理効率を実現し、大量に選別回収している。

B社の選別回収技術

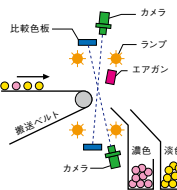
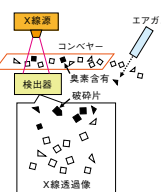


X線分析選別装置

RoHS対象物質(臭素)を含む難燃プラスチックを除去。

色彩選別

PPは破砕片の明度差をCCDカメラで分析し、選別。



特長

湿式比重選別と静電選別を用いてプラスチックの色合に関わらず大量に選別回収している。その後、X線分析選別と色彩選別を行い、高純度プラスチックを回収している。

5

指定法人の役割

指定法人は製造業者等が存在しない機器の再商品化など、家電リサイクル法に規定された業務を行います

1 指定法人の業務など

(1) 指定法人の業務

指定法人は、次のような業務などを行うため、家電リサイクル法に基づき経済産業大臣及び環境大臣から指定されている法人です。現在、一般財団法人家電製品協会が指定されています。

指定法人の主な業務

- 事業規模の小さい製造業者等からの委託を受けて、当該製造業者等が行うべき再商品化等に必要な行為を実施すること
- 事業撤退などにより製造業者等が存在しなくなったなどの廃家電4品目について、再商品化等に必要な行為を実施すること
- 家電リサイクルに関する調査や普及啓発を行うこと



(2) 指定法人の普及啓発活動

指定法人では、法の定めに基づき、適正な排出を促進するための普及啓発活動を継続的に実施しています。

① 個人向け排出方法案内サイト

「3秒でえらべる家電の捨て方」

このサイトは「いらなくなった家電を処分するにはどうすればいいの?」との排出者の声に対し、簡単な質問に答えるだけで、自分に適した正しい処分方法が分かるサイトとなっており、リサイクル料金や収集運搬料金に関する情報も掲載しています。



違法な回収業者での家電処分にご注意ください

テレビや冷蔵庫などの家電の捨て方をインターネットで調べると、「無料回収」や「格安回収」をうたった不審な回収業者の広告が散見されます。
「廃棄した家電をリユース品として回収されます。」とあっていく回収業者に渡すことはありません。
家電が仕事としてやっているのかどうかをまず確かめておいてください。また、回収業者が、中には家電リサイクル法に基づいていない回収業者も存在します。中には回収業者が、正しい手順で回収し、処分をしてくれる業者もありますが、回収業者の選定には注意が必要です。

業者への家電処分依頼・回収依頼に関するコラム



出典：一般財団法人家電製品協会



②事業者向け排出方法案内サイト

このサイトでは、事業所（職場等）で使用していた製品でも家庭用機器の場合は、家電リサイクル法に則った処分が必要であるため、正しい処分方法について案内をしています。また、処分を産業廃棄物収集運搬許可業者に委託する場合の産業廃棄物のマニフェストについても案内しています。



出典：一般財団法人家電製品協会

③常設展示場による普及啓発

家電リサイクルの仕組みやリサイクル技術、さらにはリサイクルされた素材（再資源）を手に取り家電リサイクルの必要性を直に感じていただくために、「家電リサイクルベース：科学技術館（東京都）」と「家電リサイクルスタジオ：おおさかATCグリーンエコプラザ（大阪府）」2拠点を常設展示場を設置しています。各展示場は、お子様をはじめ

幅広い方々に楽しく家電リサイクルのしくみを学べるような展示を心掛け、テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機のカットモデルの展示も行っております。

●家電リサイクルベース：科学技術館（東京都）

家電リサイクルの取り組みについて紹介しています。家電4品目の実物カットモデルの展示や、家電リサイクルの必要性やリサイクルのための選別技術に関するクイズ映像ショー、磁力選別技術の体験装置、回収材料の実物展示で、家電リサイクルの取組について紹介しています。



家電4品目
エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機
の実物カットモデル



プロジェクションマッピングによる
クイズ映像ショー



磁力選別技術の
体験装置



素材選別技術の紹介と
回収された材料の実物展示

●家電リサイクルスタジオ：おおさかATC

グリーンエコプラザ（大阪府）

家電リサイクルの取組について紹介しています。家電4品目の実物カットモデルの展示や、廃家電がプラントで分解、選別されるリサイクルの技術を大画面映像で体感できるとともに、回収した素材の実物、素材選別デモ機などに手に触れて体験できる内容となっております。



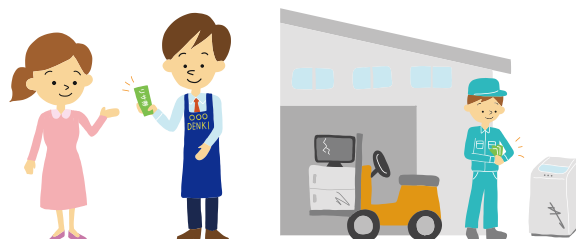
6 家電リサイクル券(特定家庭用機器廃棄物管理票)制度

家電リサイクル券によって廃家電4品目の管理を行います

1 家電リサイクル券について

(1) 家電リサイクル券とは

家電リサイクル券とは、家電リサイクル法上は「特定家庭用機器廃棄物管理票」とされているものであり、廃家電4品目の引取り及び引渡しを確実にしその状況を管理・監視するための仕組みです。



(2) 家電リサイクル券に係る法律上の義務

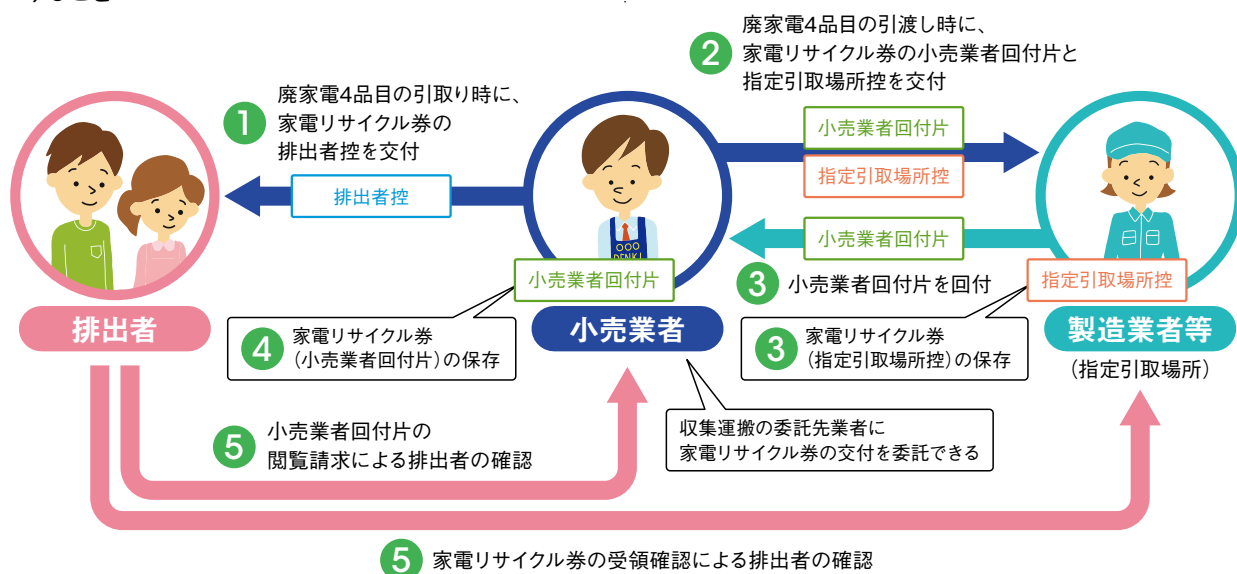
家電リサイクル券は、

- 排出者が廃家電4品目を小売業者に引き渡したときに、小売業者は家電リサイクル券に必要事項を記載して排出者に写し(排出者控)を交付すること(廃家電1品につき1枚)
- 小売業者は、製造業者等(指定引取場所)に廃家電4品目を引き渡すときに、家電リサイクル券を製造業者等(指定引取場所)に交付すること
- 製造業者等(指定引取場所)は、小売業者から廃家電4品目を引き取るときには、家電リサイクル券に必要事項を記載し、当該小売業者に小売業者回付片を回付するとともに、その写し(指定引取場所控)を3年間保存すること

- 小売業者は、家電リサイクル券の小売業者回付片の回付を受けたときには、回付を受けた日から3年間保存すること
- 小売業者は、排出者から小売業者回付片の閲覧の申出があったときには、これを拒んではならないこと
- 製造業者等は、排出者からその者が排出した廃家電4品目に係る家電リサイクル券の受領について確認を求められときは、当該家電リサイクル券の受領の有無について返答しなければならないこと

が定められています。

なお、小売業者の家電リサイクル券の交付は、廃家電4品目の収集運搬の委託先の事業者に、併せて委託することができます。





(3) 小売業者による家電リサイクル券の 排出者控の交付

小売業者が排出者から廃家電4品目を引き取ったときには、交付年月日、排出者の氏名・電話番号、小売業者の名称・本店又は支店の所在地、引き取る廃家電4品目の種類、製造業者等名を家電リサイクル券に記載して、家電リサイクル券の排出者控を交付する必要があります。

交付年月日や排出者の氏名・電話番号については記入漏れが生じやすいため、小売業者において注意が必要です。

なお、料金販売店回収方式の家電リサイクル券(通称「グリーン券」)(下記「2 家電リサイクル券システムについて」を参照)の場合、リサイクル料金及び収集運搬料金の記入は必須ではありません。

家電リサイクル券の排出者控の交付は、原則、廃家電4品目の引取り時に行う必要があります。何らかの事情により廃家電4品目の引取り時に排出者へ排出者控を交付することが困難である場合を除き、事後交付は家電リサイクル法に規定する排出者控えの交付義務違反になります。

2 家電リサイクル券システムについて

(1) 三種類の家電リサイクル券

主な家電リサイクル券としては、小売業者等が発券する「料金販売店回収方式」(入会制)(通称「グリーン券」)と、収運業者が管理統括業者となる「管理統括業者回収方式」(通称イエロー券)、排出者が郵便局でリサイクル料金を支払う「料金郵便局振込方式」(通称「郵便局券」)があります。

排出者が小売業者に廃家電4品目を引き渡す際には、小売業者経由でリサイクル料金の支払いを行うことができる「料金販売店回収方式」の家電リサイクル券の方が排出者の利便性が高いです。小売業者の方で未入会の方は、是非入会をお願いします(入会費・年会費は発生しません。)

また、家電販売事業者が販売エリアが広範なECサイトを運営する場合、管理統括業者は全国に収集運搬網を有していますので、管理統括業者と事前に契約を締結することにより、リサイクル券の準備、排出者からの引取りと製造業者等への引渡しを委託することができます。(「管理統括業者回収方式」のリサイクル券を使用する場合でも、家電リサイクル法上の小売業者の義務は家電販売事業者にあります。)



グリーン券



イエロー券

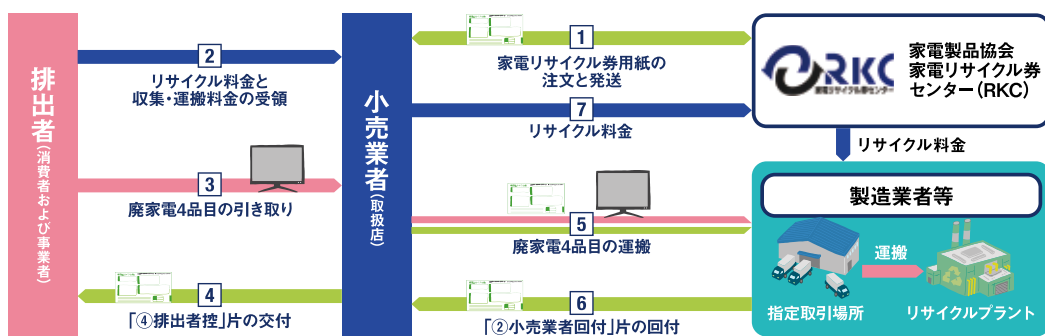


郵便局券

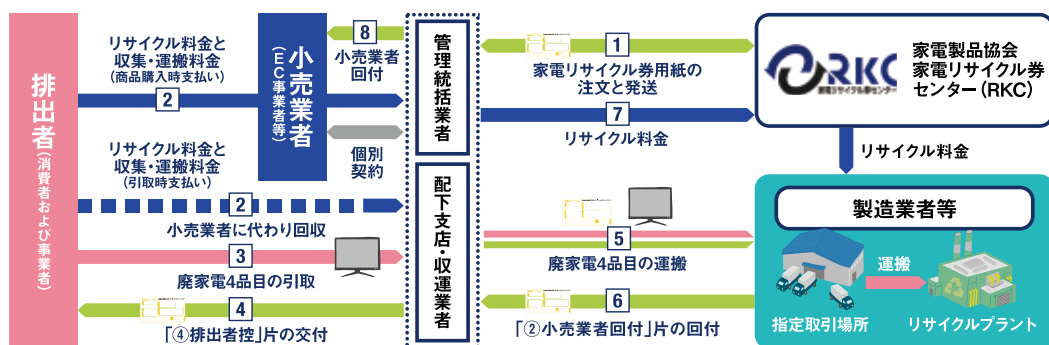
6 家電リサイクル券(特定家庭用機器廃棄物管理票)制度

家電リサイクル券の流れ 廃家電4品目の流れ リサイクル料金等の流れ

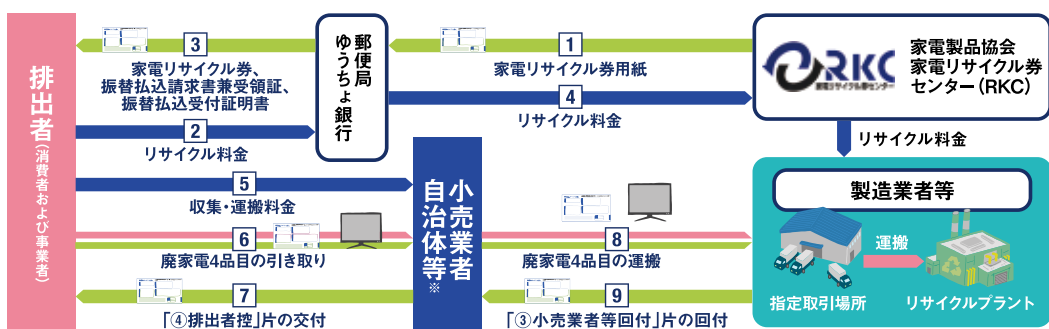
料金販売店回収方式(グリーン券)



料金管理統括業者回収方式(イエロー券)



料金郵便局振込方式(郵便局券)



※廃家電4品目の排出方法は、自治体により異なります。



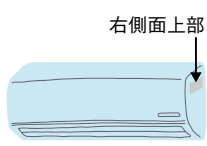
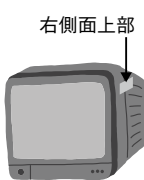
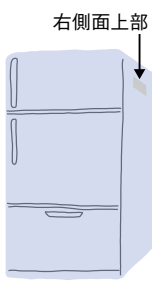
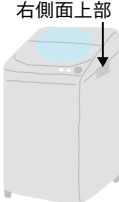
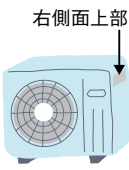
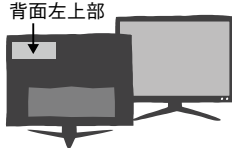
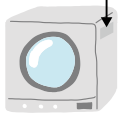
(2) 家電リサイクル券の券面

それぞれの方式の家電リサイクル券は、下記のような券面になっています。複写式ですが、方式によって券面構成は異なります。

券種	グリーン券	イエロー券	郵便局券
表紙			
券面構成	①小売業者控兼受領書	①小売業者控兼受領書	手順書
	②小売業者回付	②小売業者回付	リサイクル料金払込書
	③指定引取場所控	③指定引取場所控	①指定引取場所控
	④排出者控	④排出者控	②小売業者等控兼受領書
	⑤現品貼付用	⑤現品貼付用	③小売業者等回付
			④排出者控
			⑤現品貼付用

(3) 家電リサイクル券の現品貼付の位置

家電リサイクル券の現品貼付の位置は、以下のように運用されています。機銘板やフロン種類の表示物に重ならないよう、また、バーコードが読み取れるように貼付してください。

エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機
 右側面上部 室内機 (エアコン室内機等 貼付用シールを貼付)	 右側面上部 テレビ(ブラウン管式)	 右側面上部	 右側面上部 洗濯機
 右側面上部 室外機	 背面左上部 テレビ (液晶・有機EL・プラズマ式)		 右側面上部 衣類乾燥機

7 廃棄物処理法の特例

家電リサイクル法上の義務主体については、
廃棄物処理法の特例が措置されています

1 小売業者に係る廃棄物処理法の特例

小売業者による廃家電4品目の引取り及び引渡しは、廃棄物処理法上の廃棄物の収集運搬に該当します。したがって、本来であれば、家庭から排出される廃家電4品目の収集運搬については一般廃棄物の収集運搬業の許可が、事業所から排出される廃家電4品目の収集運搬については産業廃棄物の収集運搬業の許可が必要です。

この点については、家電リサイクル法による廃棄物処理法の特例規定により、小売業者が家電リサイクル法に基づき廃家電4品目の引取り・引渡しのため廃家電4品目の収集運搬を行う場合には、

- 小売業者自らが収集運搬を実施する（自社便）のであれば、廃棄物処理法上の収集運搬業の許可は不要
- 小売業者が他の事業者委託して収集運搬を実施するのであれば、委託先の事業者は、一般廃棄物か産業廃棄物の、どちらかの許可があればよい（再委託は禁止）

※ただし、収集運搬できる地域は許可の範囲に限る。

こととされています。



この特例の範囲を超えるものについては、廃棄物処理法の規制が適用されます。また、そもそもこの特例は小売業者に対するものです。したがって、小売業者が家庭から排出される廃家電4品目の引取りを行うにあたって、当該地域の一般廃棄物と産業廃棄物のどちらの収集運搬業の許可も有さない事業者が収集運搬を委託した場合、委託先の事業者は廃棄物処理法違反となります。また、家電リサイクル法上の小売業者に該当しない事業者が、小売業者や市区町村からの委託も受けず、一般廃棄物収集運搬業の許可も有さずに、廃家電4品目の引取り及び引渡しを行う場合は、当該事業者は廃棄物処理法違反となります。





2 製造業者等に係る廃棄物処理法の特例

製造業者等による廃家電4品目の引取り及び指定引取場所から家電リサイクルプラントへの運搬は、廃棄物処理法上の廃棄物の収集運搬に該当します。また、再商品化等の実施は廃棄物の処分に該当します。これらも、本来であれば廃棄物処理法上の許可が必要です。

家電リサイクル法上、製造業者等は、指定引取場所の運営事業者、指定引取場所から家電リサイクルプラントへの運搬を行う物流業者、家電リ

サイクルプラント、といった製造業者等の委託先に当たる事業者に係る事項も含めて、家電リサイクル法の基準に適合していることについて、経済産業大臣・環境大臣の認定を受けなければならないこととされています。



したがって、当該認定の内容に沿った廃家電4品目の処理については、廃棄物処理法上の収集運搬業の許可や処分業の許可は不要とされています。

なお、廃棄物処理法上の廃棄物処理施設設置許可についての特例は措置されていないため、廃棄物処理施設に該当する設備を設ける場合には、廃棄物処理法に基づき都道府県知事(政令市にあっては市長)の許可が必要です。



8

国の役割

家電リサイクル法に関して、必要な周知・指導・処分を行います

1 国の役割の概要

国（経済産業省・環境省）は、家電リサイクル法に基づき、小売業者や製造業者等の家電リサイクル法の義務履行状況の確認を行い、必要な周知又は指導若しくは処分を行うことが重要な役割の一つです。また、消費者などへの情報提供や普及啓発の取組を行うことも求められています。

そのほかにも、廃棄物の不適正輸出への対策を講じることや、廃棄物処理法を所管する環境省では、都道府県や市区町村における不法投棄対策や違法な不用品回収業者対策、小売業者に引取義務の課せられていない廃家電4品目の回収体制の構築の支援を行うことも求められています。



2 小売業者や製造業者等の義務履行状況の確認

(1) 立入検査の実施

国（経済産業省・環境省）は、家電リサイクル法に基づき、小売業者や製造業者等の事務所に立入検査を行い、家電リサイクルに係る義務履行状況について確認を行っています。

地方支分部局である経済産業局・地方環境事務所を中心として、毎年度約400件を超える立入検査を実施し、不適正な事項があれば指導を行っています。

(2) 大臣による勧告及び措置命令

小売業者や製造業者等において、重大な家電リサイクル法違反が判明した場合は、家電リサイクル法に基づき、経済産業大臣・環境大臣が勧告を行います。勧告に際しては、通常、社名及び店舗情報を含む事実関係の公表を行っています。近年の勧告事例については、右記のホームページを御覧ください。

勧告に従わない場合は、家電リサイクル法に基づく措置命令の対象となります。

経済産業省 家電リサイクル法ページ
（「最新情報」欄を参照）

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/



(3) 大臣による報告徴収

小売業者や製造業者等の廃家電4品目の引取り及び引渡し又は再商品化等の実施状況に関しては、家電リサイクル法に基づき、経済産業大臣及び環境大臣又は地方支分部局の長が報告を求めることができます。





3 罰則

立入検査を拒否する、措置命令に違反する、報告徴収に対して報告しない又は虚偽の報告をするといった行為に対しては、家電リサイクル法による罰則が適用されます。

なお、廃棄物処理法に反する行為に対しては、廃棄物

処理法による罰則が適用されます。例えば、小売業者が引き取った廃家電4品目について、製造業者等への引渡しを行わずに不法投棄を行った場合、不法投棄に対しては廃棄物処理法による罰則が適用されます。

経済産業省の家電リサイクル法特設サイト

経済産業省では、家電リサイクル法に関して制度・仕組みなどを案内する特設サイトを設けています。排出する方に対して具体的な排出方法を案内する特設サイトは指定法人のサイト(11ページ参照)であり、恒常的に制度・仕組みなどを案内する特設サイトが経済産業省のサイトという分担で情報発信しています。動画「<経済産業省>3分アニメでわかる家電リサイクル法」も御覧になれますので、是非御活用ください。

経済産業省の特設サイト
「家電4品目の『正しい処分』早わかり!」

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/fukyu_special/index.html



家電リサイクルのリーフレット等

経済産業省・環境省では、家電リサイクルに関して、事業者の立場に応じた様々なリーフレットや説明資料を作成し、展開しています。

各種資料については下記ホームページを御覧ください。

経済産業省 家電リサイクル資料集

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryouyu/shiryou.html



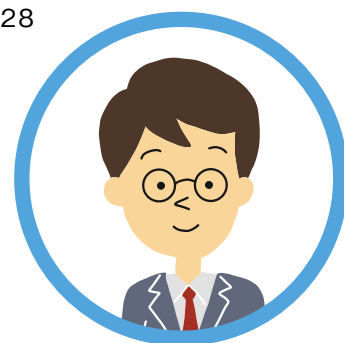
1 市区町村・都道府県の役割の概要

家電リサイクル法には、市区町村の役割や権限などが規定された箇所は多くありません。これは、そもそも家庭から排出される一般廃棄物の処理については、廃棄物処理法に基づき市区町村が統括的な責任を有しているためであり、市区町村には、廃棄物処理法の観点からの取組が求められています。

家電リサイクル法の基本方針においては、市区町村には、住民に対する廃家電4品目の適正排出や家電リサイクルに関する料金などの情報提供、広報活動による住民理解の増進、市区町村が収集した廃家電4品目の製造業者等への引渡し、小売業者に引取義務が課されていない廃家電4品目の回収体制の構築といった事項について、取組が求められています。また、廃棄物処理法に違反する行為に対する指導・処分の権限は市区町村や都道府県に

あることから、家電リサイクル法の基本方針においては、市区町村や都道府県には、廃棄物処理法に違反する行為に対する厳正な対処についても求められています。

以下では、「特定家庭用機器廃棄物回収率目標達成アクションプラン」(平成28年3月 廃家電の回収率向上に向けたアクションプラン及び取組状況の検証に関する検討会)に示されている事項のうち主なものに関して、紹介します。



2 市区町村・都道府県の役割

(1) 小売業者に引取義務が課されていない廃家電4品目の回収体制構築

小売業者に引取義務が課されていない廃家電4品目については、家庭から排出されるものであれば、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市区町村の担当となり、住民に対する適正排出の周知が必要です。環境省では、「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」を公表しています。

<http://www.env.go.jp/press/100793.html>



廃棄物処理法の基本方針においては、すべての市区町村で、小売業者に引取義務が課されていない廃家電4品

目の回収体制を構築することが求められており、廃家電4品目の適正排出の方法に関して、市区町村のホームページ、広報紙、ごみカレンダー等の媒体を通じて住民に対する周知を実施する必要があります。

なお、小売業者に引取義務が課されていない廃家電4品目について、市区町村のホームページ等における排出者への案内ページに対して、家電製品協会のホームページでリンクを設けています。

一般財団法人家電製品協会
「3秒でえらべる!家電の捨て方」
全国自治体家電リサイクル関連ページ検索
<https://www.aeha-kadenrecycle.com/select/jichitaikensaku/>



市区町村・都道府県が用いる家電リサイクル券

家電リサイクル券には、「グリーン券」や「郵便局券」のほかにも、市区町村・都道府県が発券することができる「自治体用券」があります。詳細については下記を御覧ください。

「災害などに備えた家電リサイクル券
(自治体用券)の用意について」
<https://www.rkc.aeha.or.jp/localgov/index.html>





(2) 違法な廃棄物回収業者 スクラップヤード業者、不法投棄への対策

違法な廃棄物回収業者若しくは違法なスクラップヤード業者の活動又は不法投棄については、廃棄物処理法違反であり、市区町村や都道府県における対策が求められています。違法な廃棄物回収業者又は違法なス

クラップヤード業者については、家電4品目は、平成24年3月19日付けの環境省通知「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」（いわゆる3.19通知）において廃棄物該当性の判断基準が明確化されています。

<3.19通知の概要>

- 使用を終了した特定家庭用機器（使用済特定家庭用機器）については、廃棄物として再生又は処分する場合には…（中略）…一定量以上の資源の回収やフロン回収等が定められていることや、排出者が家電リサイクル法に従って小売業者や製造業者に引き渡す際には所要の料金が発生すること等から、無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物（廃棄物に該当しないものをいう）と判断することはできず、それが再使用を目的とした経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要。
 - 特定家庭用機器は、鉛、ひ素等の有害物質を含むため、適正な再生又は処分がなされなければ、生活環境保全上の支障を生じさせる性状の物である。また、消費者が使用済特定家庭用機器を廃棄物回収業者に引き渡す行為は、再使用を目的としていることが明らかな場合を除き、処分を委ねているものと判断すべきである。さらに、再使用に適さない使用済特定家庭用機器については、製品としての市場が形成されておらず、家電リサイクル法等に基づく適正な再生又は処分が必要とされている。
 - これらを踏まえると、使用済特定家庭用機器については、以下のとおり取扱うことが適当である。
- (1)「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」

（産構審・中環審合同会合、平成20年9月）のガイドラインA（※家電リサイクル法遵守に資するガイドライン）に照らしてリユース品としての市場性が認められない場合（年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等）、又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い（雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等）がなされている場合は、当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。

- (2) …（前略）…収集した使用済特定家庭用機器について、自ら又は資源回収業者等に引き渡し、飛散・流出を防止するための措置やフロン回収の措置等を講じずに廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解、破壊等の処分を行っている場合は、脱法的な処分を目的としたものと判断されることから、占有者の主張する意思の内容によらず当該使用済特定家庭用機器は、排出者からの収集時点から廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k038.pdf>



なお、不法投棄対策については、製造業者等による「不法投棄未然防止事業協力」（46ページ参照）が行わ

れており、一部の市区町村においては、こうした製造業者等の支援を活用した対策も進んでいます。

家電リサイクル法の運用に伴う留意事項についての環境省通知

家電リサイクル法については、家電リサイクル法の本格施行に先立って平成13年3月22日付けの環境省通知が発出されています。

環境省通知「特定家庭用機器再商品化法の運用に伴う留意事項について」

<https://www.env.go.jp/hourei/11/000301.html>



環境省通知 構成

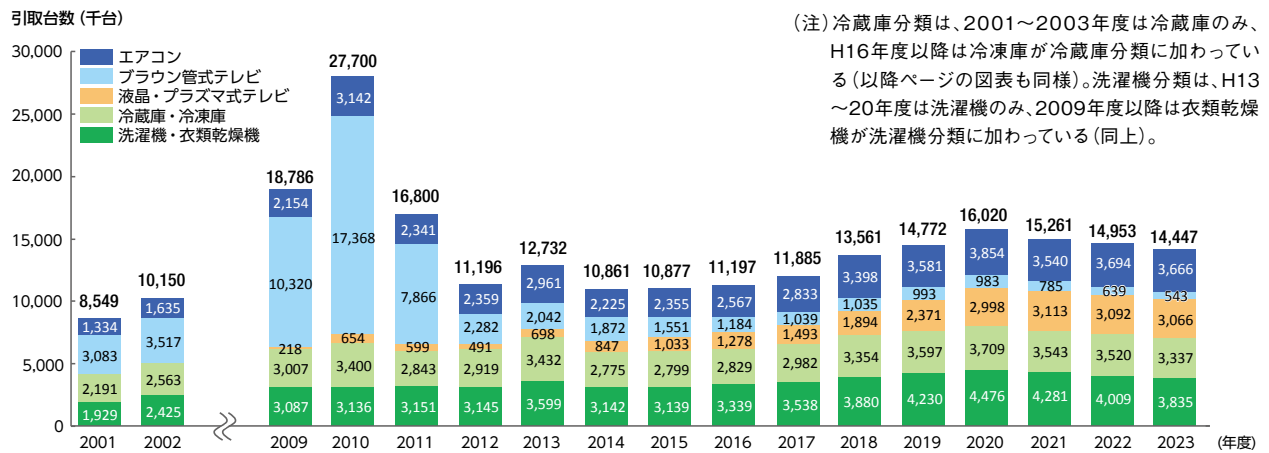
- 1 特定家庭用機器の範囲等
- 2 小売業者等に対する監督
- 3 市町村等による収集運搬及び処分について
- 4 廃棄物処理法に基づく許可手続の円滑化について
- 5 住民に対する普及啓発
- 6 不法投棄に係る監視及び連絡体制の構築

10 家電リサイクル法の施行状況と関連情報

1 家電リサイクルの実績

(1) 廃家電4品目の引取台数

2023年度の指定引取場所における廃家電4品目の引取台数は、約1,445万台となりました。



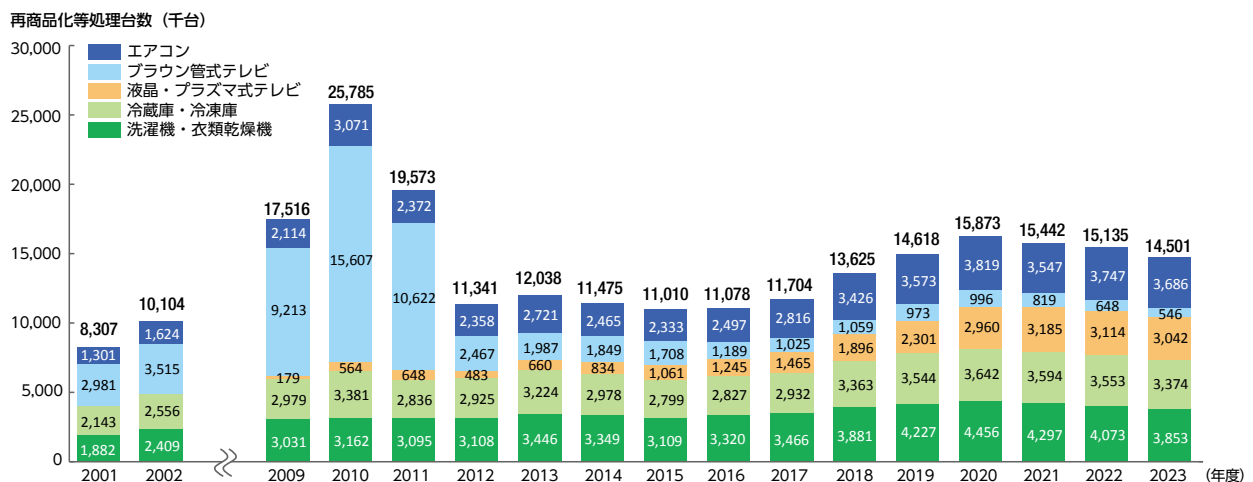
出典：一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル年次報告書 2023年度版

注) 2009年5月15日～2011年3月31日は家電エコポイント制度対象期間。

2011年7月24日に地上デジタル放送完全移行(岩手県・福島県は2012年4月1日に完全移行)。

(2) 廃家電4品目の再商品化台数

2023年度の家電リサイクルプラントにおける廃家電4品目の再商品化処理台数は、約1,450万台となりました。



出典：一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル年次報告書 2023年度版

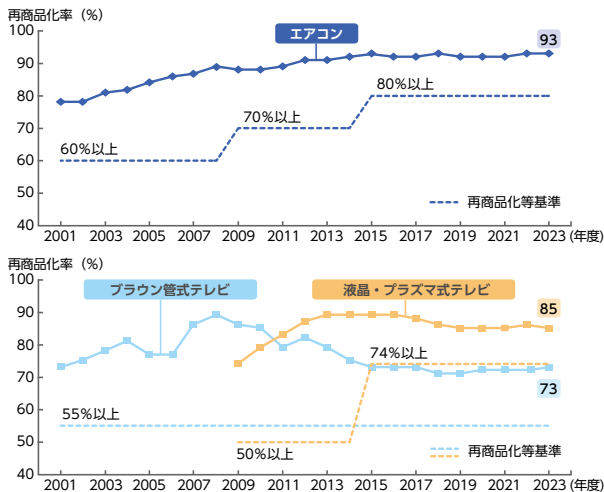
注) 2009年5月15日～2011年3月31日購入分が家電エコポイント発行対象。

2011年7月24日に地上デジタル放送完全移行(岩手県・宮城県・福島県は2012年4月1日に完全移行)。



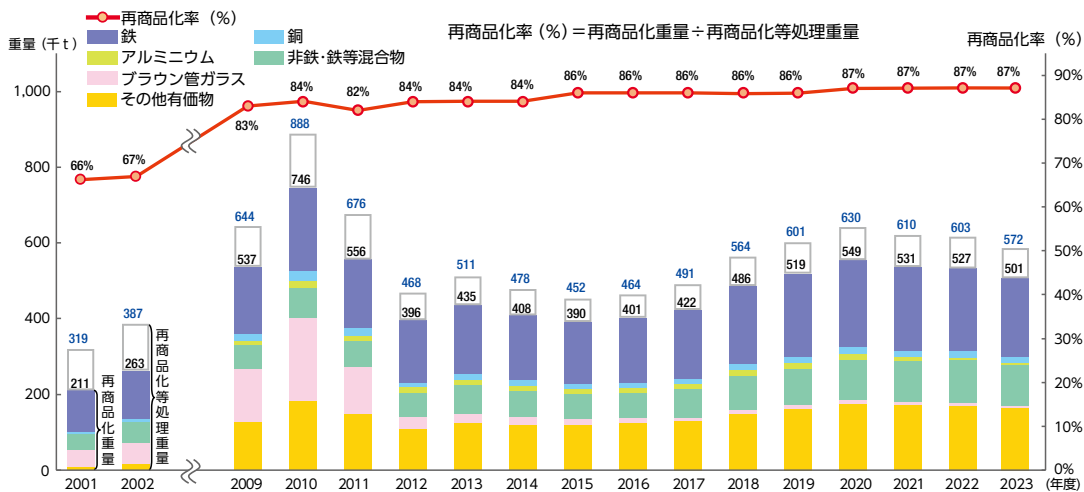
(3) 廃家電4品目の再商品化率の推移

2023年度の廃家電4品目の再商品化率は、エアコン93%、ブラウン管式テレビ73%、液晶・プラズマ式テレビ85%、冷蔵庫・冷凍庫80%、洗濯機・衣類乾燥機92%でした。



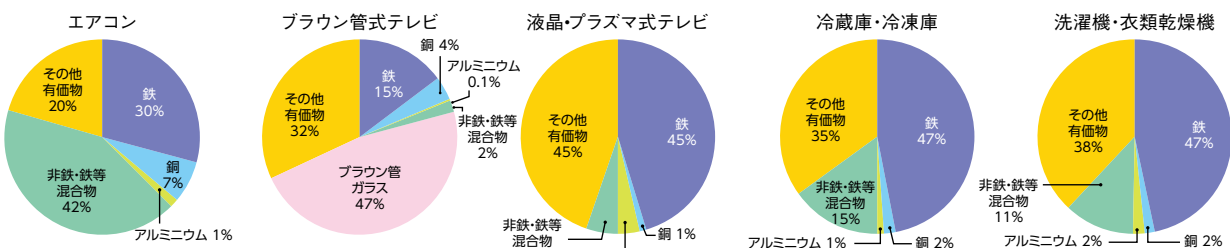
出典：一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル年次報告書 2023年度版

(4) 廃家電4品目の再商品化等処理重量と再商品化重量、再商品化率の推移



出典：一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル年次報告書 2023年度版

(5) 2023年度素材別再商品化の構成比率(品目別)

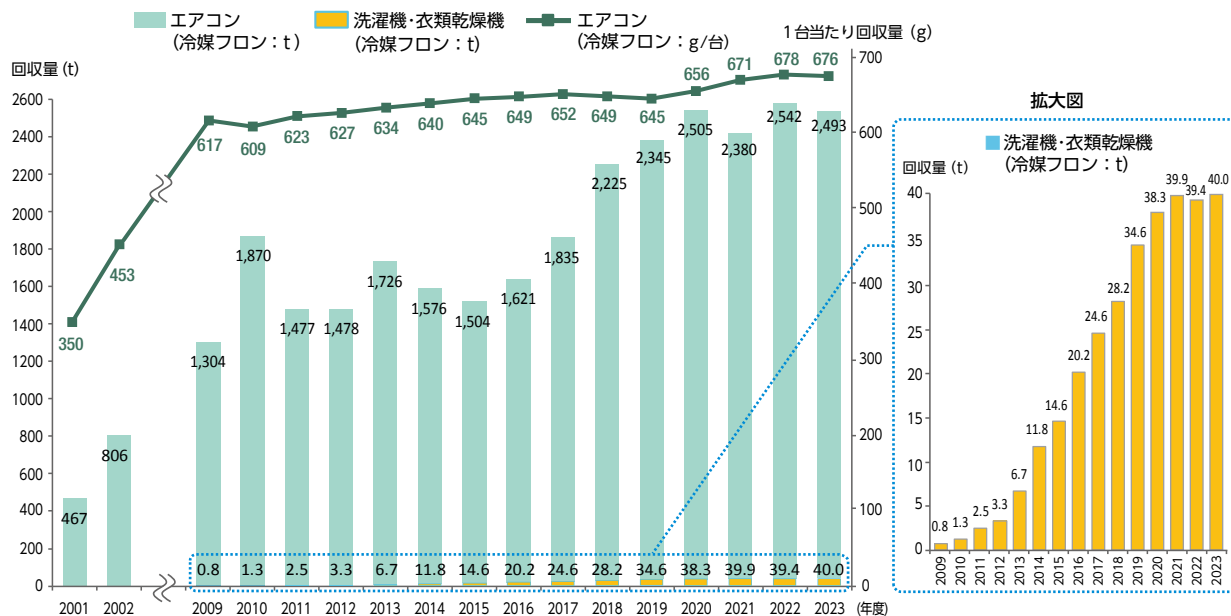


出典：一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル年次報告書 2023年度版

※四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合がある

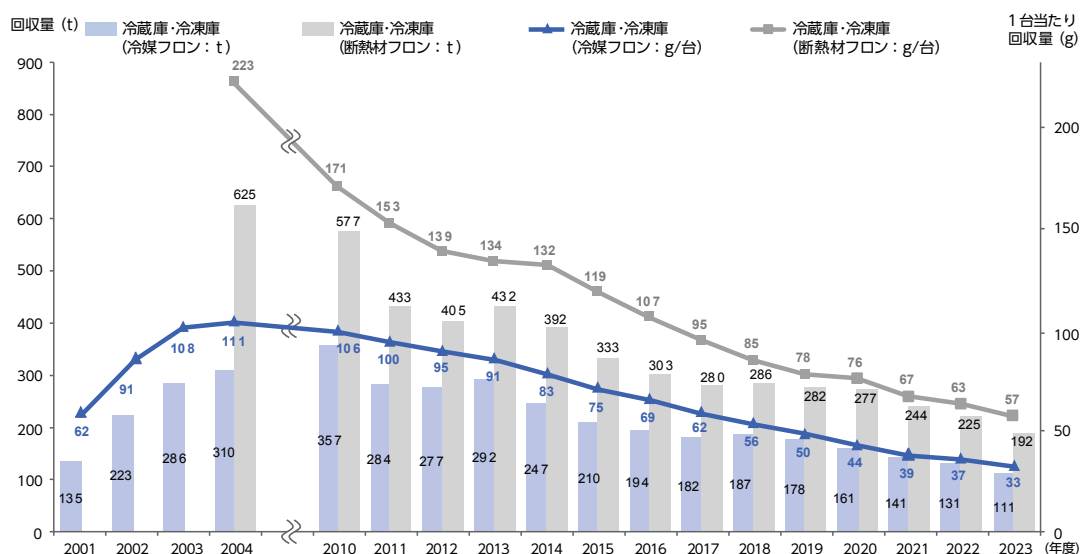
10 家電リサイクル法の施行状況と関連情報

(6) 家電リサイクルプラントにおけるエアコン及び洗濯機・衣類乾燥機の冷媒フロン回収量の推移



出典：一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル年次報告書 2023年度版

(7) 家電リサイクルプラントにおける冷蔵庫・冷凍庫の冷媒・断熱材フロン回収量の推移

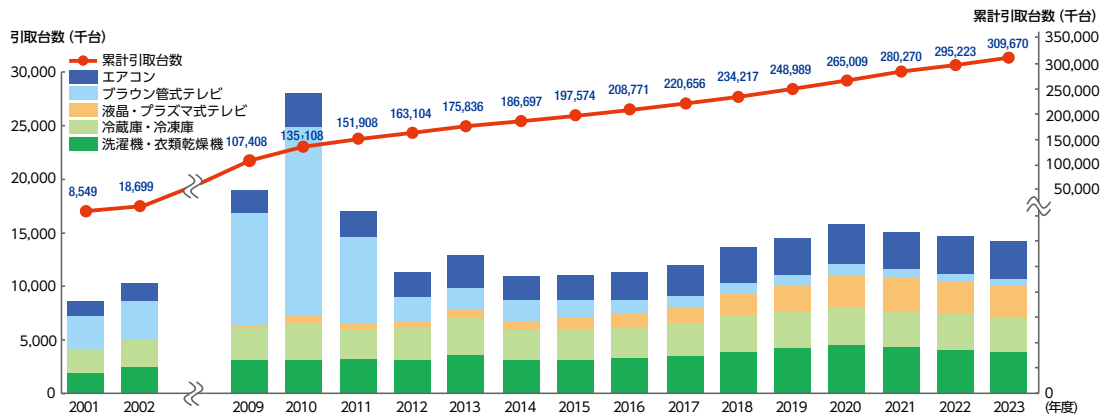


出典：一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル年次報告書 2023年度版



(8) 家電リサイクル法施行後の23年間の実績累計

家電リサイクル法の本格施行から23年目となった2023年度(7月)に、指定引取場所における廃家電4品目の累計引取台数は3億台を突破しました。



出典：一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル年次報告書 2023年度版

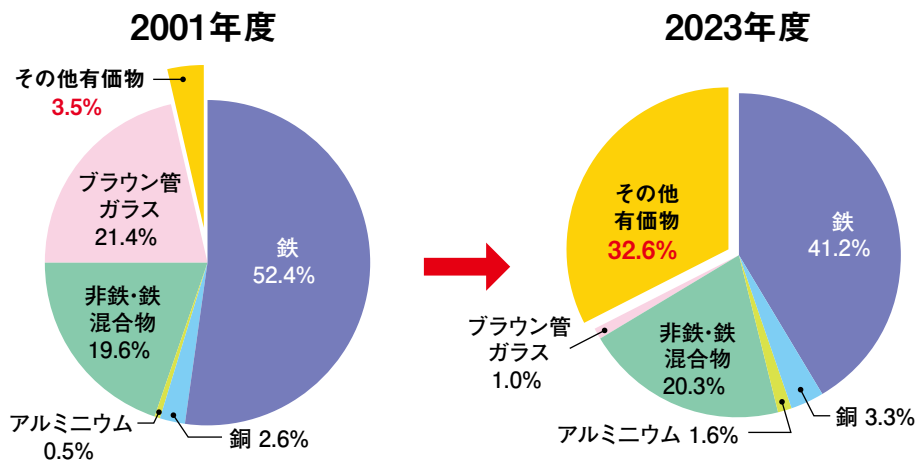
また、家電リサイクル法本格施行後、目視と手解体で単一素材のものを選別回収する方法に加え、混合プラスチックから高純度・大規模に単一素材のプラスチックを選別・回収できる技術が大きく進展しています。

「その他有価物」(プラスチックを中心とする有価物)の再商品化重量の推移を見ると、2001年度当初は7,462トンでしたが、2023年度に163,603トンになりま

した。

素材別の再商品化重量の構成比率に占める「その他有価物」の割合を見ると、2001年度の「その他有価物」の構成比率は3.5%でしたが、2023年度には32.6%まで伸びており、再生資源としてのプラスチックの活用が進んでいくことが分かります。

素材別再商品化重量の構成比率の変化(廃家電4品目合計)



出典：一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル年次報告書 2023年度版

10 家電リサイクル法の施行状況と関連情報

2 全国の家電リサイクル施設

(1) 家電リサイクルプラント

製造業者等は、家電リサイクル法に規定された再商品化等義務を果たすため、全国に45箇所(2024年7月現在)の家電リサイクルプラントを設けています。

- Aグループ：27施設
 - Bグループ：15施設
 - A・B共同：3施設
- 全国45施設

北海道

- (株)鈴木商会 石狩リサイクル工場 [石狩市]
- (株)鈴木商会 発寒リサイクル工場 [札幌市]
- 北海道エコリサイクルシステムズ(株) [苫小牧市]

東北

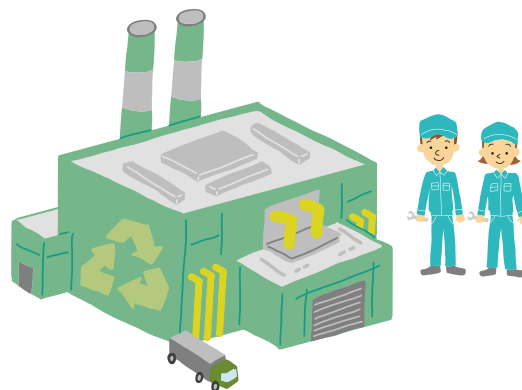
- 東京鉄鋼(株) 八戸工場 [青森県八戸市]
- (株)釜屋 リサイクルセンター [福島県鏡石町]
- (株)エコリサイクル [秋田県大館市]
- 東日本リサイクルシステムズ(株) [宮城県栗原市]

関東

- 中田屋(株) 伊勢崎工場 [群馬県伊勢崎市]
- NNY(株) 那須事業所 [栃木県大田原市]
- 中田屋(株) 加須工場 [埼玉県加須市]
- パナソニックエコテクノロジー関東(株) [茨城県稲敷市]
- フェニックスメタル(株) 市原事業所 [千葉県市原市]
- 東芝環境ソリューション(株) [神奈川県横浜市]
- (株)関東エコリサイクル [栃木県栃木市]
- (株)ハイパーサイクルシステムズ [千葉県市川市]
- (株)ハイパーサイクルシステムズ 千葉工場 [千葉県千葉市]
- 東京エコリサイクル(株) [東京都江東区]
- JFEアーバンリサイクル(株) [神奈川県川崎市]
- (株)フューチャー・エコロジー [東京都大田区]

北陸・甲信越

- (株)豊和商事 本社 [新潟県長岡市]
- (株)HARITA [富山県高岡市]
- (株)HARITA 射水リサイクルセンター [富山県射水市]



東海

- トーエイ(株) [愛知県常滑市]
- 豊田メタル(株) [愛知県半田市]
- 中部エコテクノロジー(株) [三重県四日市市]
- (株)富士エコサイクル [静岡県浜松市]
- グリーンサイクル(株) [愛知県名古屋市]
- 関西リサイクルシステムズ(株) 第二工場 [三重県伊賀市]

近畿

- サニーメタル(株) [大阪府大阪市]
- パナソニックエコテクノロジーセンター(株) [兵庫県加東市]
- 関西リサイクルシステムズ(株) [大阪府枚方市]
- (株)アール・ビー・エヌ [兵庫県姫路市]

中国・四国

- 平林金属(株) 御津工場 [岡山県岡山市]
- 平林金属(株) 港工場 [岡山県岡山市]

九州・沖縄

- 九州メタル産業(株) [福岡県北九州市]
- 九州メタル産業(株) 鳥栖営業所リサイクルセンター [佐賀県鳥栖市]
- 熊本新明産業(株) [熊本県熊本市]
- 太信鉄源(株) [宮崎県宮崎市]
- (株)荒川 谷山メタルベイ [鹿児島県鹿児島市]
- (株)荒川 セツ島工場 [鹿児島県鹿児島市]
- (株)荒川 南栄工場 [鹿児島県鹿児島市]
- アクトビーリサイクリング(株) [熊本県水俣市]
- (株)拓琉リサイクル研究センター [沖縄県沖縄市]
- 拓南商事(株) [沖縄県うるま市]
- 西日本家電リサイクル(株) [福岡県北九州市]

出典：一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル年次報告書
2023年度版

(2) 指定引取場所

製造業者等が設置している指定引取場所(全製造業者等共通)は、2024年6月現在で326箇所あります。

指定引取場所は、右記ホームページから検索できます。

一般財団法人家電製品協会

家電リサイクル券センター

指定引取場所一覧

<http://www.e-map.ne.jp/prkcsymap/>





3 製造業者等による不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力

(1) 不法投棄未然防止事業協力

製造業者等は、一般財団法人家電製品協会を通じて、不法投棄の未然防止に積極的に取り組む市区町村に協力する事業「不法投棄未然防止事業協力」を行っています。

一般財団法人家電製品協会の実施する 不法投棄未然防止事業協力制度とは

家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の不法投棄未然防止事業に積極的に取り組む自治体を対象に、その費用の一定割合を製造業者等が助成する制度です。

対象となる不法投棄未然防止事業とは

監視カメラの設置、警告看板の設置、監視パトロール*等が対象となります。

*自治体職員の人件費は助成の対象となりません。

不法投棄未然防止事業の実施に際し、以下の助成も実施します（連続した3ヶ月に実施されたもののみ対象）**

- 不法投棄された廃家電4品目の引渡費用（リサイクル料金）
- 不法投棄された廃家電4品目の撤去にかかる費用

**この事業のみでは助成の対象になりません。

自治体において予算化された事業であることが前提となります。

- 事業の実施期間：毎年1月～12月（12ヶ月間）
- 事業の募集期間：事業前年の7月初旬～9月中旬

(2) 離島対策事業協力

製造業者等は、一般財団法人家電製品協会を通じて、離島において排出者の費用負担軽減に積極的に取り組む市区町村に協力する事業「離島対策事業協力」を行っています。

一般財団法人家電製品協会の実施する 離島対策事業協力制度とは

離島における廃家電4品目の排出者が負担する製造業者等への引渡しに係る収集運搬費用は、海上輸送を伴うことから本土に比して高額となりがちです。そこで、その費用軽減に積極的に取り組む自治体を対象に、合理的に算出された1台あたりの海上輸送費用の原則全額を製造業者等が助成する制度です。助成金は自治体に対し支払われますが、排出者の負担が軽減される仕組みとなっていることが肝要です。

対象となる海上輸送事業は、以下の2つの形態となります。

- ①自治体自らが（あるいは委託して）行う事業（自主事業）
- ②海上輸送を実施する事業者に対し補助金を交付することにより費用の軽減を図る事業（補助事業）

注）海上輸送に加え、搬出港での船積み、受入港での荷卸しが対象となります。費用のうち自治体職員が自ら船積みを行う等の人件費は助成の対象となりません。

自治体において①または②が予算化された事業（補助事業含）であることが前提となります。

- 事業の実施期間：毎年1月～12月（12ヶ月間）
- 事業の募集期間：事業前年の7月初旬～9月中旬

出典：一般財団法人家電製品協会 事業協力室 ホームページに一部加筆修正

制度の詳細、実績等は、下記ホームページに掲載されています。

一般財団法人家電製品協会 事業協力室
<https://www.aeha.or.jp/recycle/>



「家電リサイクル法」に関するホームページ

経済産業省 家電リサイクル法トップページ http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/ 	環境省 いらなくなった家電製品は 正しくリユース・リサイクル！ http://www.env.go.jp/recycle/kaden/tvrecycle.html 
経済産業省 家電リサイクル法資料集 http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/shiryoku.html 	一般財団法人家電製品協会 「3秒でえらべる家電の捨て方」 https://www.aeha-kadenrecycle.com/select/ 
経済産業省 「家電4品目の『正しい処分』早わかり！」 http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/fukyu_special/index.html 	一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル https://www.aeha-kadenrecycle.com/ 
環境省 家電リサイクル法トップページ https://www.env.go.jp/recycle/kaden/index.html 	一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター https://www.rkc.aeha.or.jp/ 

「家電リサイクル法」に関する問合せ先一覧

経済産業局	地方環境事務所
北海道経済産業局 環境・資源循環経済課 ☎011-709-1754	北海道地方環境事務所 資源循環課 ☎011-299-3738
東北経済産業局 環境・資源循環経済課 ☎022-221-4930	東北地方環境事務所 資源循環課 ☎022-722-2871
関東経済産業局 環境・資源循環経済課 ☎048-600-0292	関東地方環境事務所 資源循環課 ☎048-600-0814
中部経済産業局 環境・資源循環経済課 ☎052-951-2768	中部地方環境事務所 資源循環課 ☎052-955-2132
近畿経済産業局 環境・資源循環経済課 ☎06-6966-6018	近畿地方環境事務所 資源循環課 ☎06-6881-6502
中国経済産業局 環境・資源循環経済課 ☎082-224-5676	中国四国地方環境事務所 資源循環課 ☎086-223-1584
四国経済産業局 資源エネルギー環境課 ☎087-811-8534	中国四国地方環境事務所 四国事務所 資源循環課 ☎087-811-7240
九州経済産業局 環境・資源循環経済課 ☎092-482-5472	九州地方環境事務所 資源循環課 ☎096-322-2410
沖縄総合事務局 経済産業部環境資源課 ☎098-866-1757	
経済産業省	環境省
イノベーション・環境局 資源循環経済課 ☎03-3501-4978	環境再生・資源循環局 総務課 資源循環ビジネス推進室 ☎03-6205-4946